

# 旭ヶ丘中学校の歩み(歴史的検討)

勝 田 守 一

## 1 節 揺籃時代(昭和22年~25年)

### 2 節 形成への模索(昭和25年~27年)

- (1) 生徒会の歩み
- (2) 教師の問題
- (3) 障害と発展
- (4) 打開の努力

## 3 節 新しい出発(昭和27年~29年)

- (1) 温室と外気
- (2) 父兄の生活
- (3) 人権問題
- (4) 生徒の悩み
- (5) 教師と生徒と父兄
- (6) 「事件」

## 1 節 揺籃時代(昭和22年~25年)

昭和22年に、新しい憲法が公布され、それにもとづいて、47年の3月に教育基本法と学校教育法が公布された。この時期に、日本の公教育は、占領下であって、敗戦処理の段階から一まず、改革された学制にもとづいて、建設の一步を踏み出すことになった。

京都市立、旭ヶ丘中学校は、新しい学制にもとづいて、全国に誕生した新しい中学校の一つである。全国の新しい中学校の大多数と同じように、旭ヶ丘中学校も校長以下教員は任命されたけれども、まだ独立校舎をもたず、校下の待鳳小学校の一部に同居して出発した。その名もまだ旭ヶ丘とよばれなかった。2年ののちに新校舎が洛北の丘陵の上に新設されたのち、旭ヶ丘と改名された。出発当時は、待鳳中学校とよばれていた。

敗戦後2年にみたくない22年に新学校制度によって、発足した中学校は、旭ヶ丘(当時は待鳳)ばかりではなかった。これらの中学校はいわば無から出発をするほかなかった。では当時の文部省は、新制中学校についてどんな公式の見解をもっているだろうか。昭和22年の「新学校制度実施準備の案内」によると

「中学校の主な目的は、青少年を健康で責任感の強い且つ立派な公民に育て、おのおのその才能を発揮させるように援助し指導することにある。従って、その教科の内容としては、人格・個性の確立と実際の社会生活に参加寄与することのできる能力の発展が強調されており、また職業に関する指導並びに訓練に関する事項も含まれている。即ち、中学校は教育的原則並びに心理学的・社会学的及びその他の方面よりの考察の基礎の上に立って、満12才より満15才までの男子及女子の発展を指導するために活動するのである。」(9頁)

といわれている。

また、

「中学校は、小学校を修了した者の全部が進学する教育機関である。即ち、小学校に続く唯一の学校であり、できるだけ速く独立の施設を持つ学校となすべきである。これは教育の機会均等という民主的な理念に基づくものである。また教科課程の基準は、中学校のわくに入って運営されることとなるなどの学校のどの生徒にも、原則として共通のものが適用されることになる。」(10頁)

「中学校の教育は義務教育であるから、市町

村は、義務就学該当者（第7年・第8年・第9年）の全部を收容するに足る中学校を設置すべきである。」（10頁）

「中学校は、授業料を徴集せず公費負担の義務制であり、……義務教育の委託を受ける私立学校に対しては、公費団体から委託費を支払うのであるが、市町村はできるだけ速く施設を整備して中学校教育の万全を期することが必要である。」（10頁）

「官公立の中学校においてはなるべく男女共学とする。男女共学は、男女間の社会的関係を正常にし、両性の平等を促す上からも、また経済的見地からも推奨されるからである。」（同書11頁）

と指示している。

このような公文書は、翻訳調が明らかに示しているように、当時の連合軍司令部のC I Eの指導によってつくられている。教育の機会均等の原則によって、義務制とされた「万人のための中学校」の思想は、旧時代の高等小学校と中学校としか知らなかったわが国の教育界に大きな問題を投げかける原因になった。

新しい中学校は、いわば、日本の教育に、新しい教育観を不可欠のものとして要求しないわけにはいかなかった。その思想的基調は、「民主主義」であったが、それは、日本の中学校を具体的な姿につくりあげるに十分な現実的規定や伝統を欠いていた。試みに、22年の6月に完成した「学習指導要領」社会科篇（Ⅱ）の第1年の単元3「学校は社会生活に対してどんな意味をもっているだろうか」の要旨を見よう。

「現在のわが国においては、あらゆる意味における社会の改革が要求されているが、それが成功するためには、新教育によって各個人の理解や態度が新しく発展させられ、新しい生活目標や新しい生活習慣、新しい社会に必要ないろいろな技能などが得られなくてはならない。この点について学校教育のもつ重要性はどんなに高く評価してもよい。

今後学校は地方生活の文化的中心として、地方の生活のいろいろな方面、文化・衛生・社会行動等について啓蒙的役割を果すことにな

るであろう。このような学校の活動は教師のみによってなされるのではなく、学校社会の活動として生徒がこれに参加し、あるいはさらに生徒自身の手によってなされる時、いっそうかばつな、またいっそう親密なものになってゆくのではなからうか。」

といている。そしてその学習活動の例として、

「(50)すぐれた先生なら持っていないとは思われる資質の表を作り、それを他の生徒のつくった表と比較すること。みんなに満足のゆく標準がきまるまで、すぐれた先生としての資質について級友と話し合いをすること。」

「(55)学校は地方の生活のためにどういふことをすることができるか、という点について、討議し、実行のできるものは、実行すること。」などがあげられている。

これらのいわゆる解放的な中学校のあり方は、しかし決して日本の現実の中では自明なこととして、容易に実現し得るものではなかった。なによりも、「万人のための中学校」のあり方について、旧制中等学校、とくに普通課程の中学校の上級学校進学を予定したあのあり方と、どのように異なるべきなのか、また民主的ということの意味は具体的にはどのように定型化されるのかは、日本の新しい中学校の教師が、自己の実践と、経験とそしてそこに見出された問題への取り組みと研究とによって発見し、解決するほかない課題であった。

待鳳(旭ヶ丘)中学校の教師や生徒は、ほとんど2年の間、「できるだけ速く独立の施設を持つ学校となすべきである」という文部省の公式の要望にもかかわらず、待鳳小学校に同居を余儀なくされていた。(京都は日本の大都市のうち戦災を免かれた唯一のものである。したがって、小学校は焼けていない。)しかし、その間に、この中学校は、後年の成果を秘めながら、混沌の中から成長していった。

22年5月1日の開校のころは、職員は校長以下12,3名にすぎなかった。橋本栄治郎校長は、もともと旧制中学校から転じた人であったが、その前任校から同僚を教頭に迎えた。生徒数は1年生約500名(10学級)2年(3学級)3年(1学級)であった。同居の中学校は、小学校の裏門をその出

人口とし、講堂を使って授業をし、小学校の古いピアノを使わせてもらい、運動場を小学生と分か合いながら、使うというような、不便をしのんでいた（旧先生との面接による）のは、多くの新制中学校と同様であった。（註1）当時の卒業生は、生徒たちは講堂で校長の話をきいたり、講堂のそれぞれのすみで、クラスに分れて授業を受けたりしたと語っている。

食糧の不足と、高まり行くインフレーションに凶みながら、しかし、この学校は、解放された戦後の空気の中で、自由を楽しんでいたことはうかがわれる。「仮校舎では、生徒は校長や十数名の教員のいる職員室へ、何の圧迫感も緊張感もなく自由に出入した。休日でも何人かの教員は出勤していた。又正門は小学校、裏門は中学校として分けられたため、教員は正門玄関から生徒は通用門からという区別がなく、校長室・応接室などがなかった。（北小峯・山本・寺島「旭ヶ丘中学校のあゆみ」・教師の友・29年・9月号10頁）

このような「自由な空気」は、もとより、待鳳中学校にかぎられたものではなかったであろう。多くの新設中学校が、多少にかかわらず、経験した空気であったろう。しかし、このような「自由と解放」には、じつは多くの場合、目標と確信がないのがふつうであった。そして往々にして、指導性放棄と無方向とが支配しないとはいえなかった。とくに都会では、その傾向は強かったのではないかと考えられる。

待鳳中学校の場合、そうであったというのではないけれども、しばしば旧教師の人々が語っているように、その自由が、実質的に「なんのための自由」であるかをこの人々がはっきりととらえるためには、さらに経験と苦闘とを要したのである。

23年には、戦後の学校において、解放された子どもたちを組織する生徒自治会の動きが一般的になっていった。この中学校もはじめは、2人ずつの学級自治委員を選挙でえらぶという程度のものであった。22年度の終りごろ、全校自治会ができあがった。しかしそれは組織の名であるよりも、形式的な会議の名であったといった方がよい。

24年4月新校舎の一部が完成した。新校舎の敷地が決定するまでには、2、3ほかに候補地があった。地価の問題や環境等の条件から、最後の現在の場所に決定されたのだが、そうした問題についても一般の教師は、とくに積極的に活動したとはいえなかった。「校長まかせだった。父兄の方も役員の上層部の人たちだけが、子どもの教育のことや自分たちの利害を考えて、動いたにすぎなかった」（面接）「今の場所と決ったのを知ったのは、大体23年の8月の末ごろだった。丘の上なので景色はよいが不便だとは思ったけれども、ともかく早く校舎が建てばよいという気持だった。」

（面接）

職員会は、解放された自由の雰囲気にもちていた。校長は善意の人であり、話しのわかる穏厚な人格者であったといわれる。また前任校が旧制中学校であったということも、伝統的な小学校とはことなる空気をもたらしたともいえよう。恐らく、解放された社会の空気と、新しい学校の環境の中で旧教育観はもちながら、その人がらから、自由な態度をもって教師たちに接触したのであろう。以後6年の間、校長と教師との間に、相当の議論もあり、意見の対立もあった。しかし、それも権力をもって、教師たちを屈服するという形になることはなかった。いわゆる「事件」が起ってから、教師のひとは教師たちによって、守られ支持された校長が、当局の権力の側に立つよりも教師の側に立っていたことを認めている。橋本校長がついに最後の段階で、教師たちに対立し、教師の側から闘争の中とはいえ裏切りとよばれるにいたったことは、校長という職制に現実社会の無慈悲な権力が加えた悲劇というほかない。

ともかく初期のこの学校では、職員会は、議長もなく、一般に重大な討論もあまりなされない「のん気なもの」であった。「新教育」のこまかい教育技術も、客観的条件が非常に悪いのだから、とてもそのまま取り入れることなどできなかった（面接）。

24年春新校舎の一部（道路に近い第一校舎）が完成した。「京都の北西、小高い丘の上にあって市内を一目で見下せ、遠く比叡山を中心として東山連峰が眺められる美しい環境」（山本正行「平

和の灯をかがげる子供たち」・理論・1954・8月号103頁)が新校舎をとりまいている。生徒数は2倍半に増加し、教員数も約2倍半となった。「2倍半に増加した教員の中、旧師範系出身は2割、又新学制以前の教員経歴のない者が5割をしめた。(前掲、北小路・山本・寺島「旭ヶ丘中学校のあゆみ」11頁)(註2)

「ムギ畠の中に運動場と2むねの校舎があるのみで、門も塀もなく、玄関も本館もない。比叡山が手にとるように見え、大徳寺・船岡山の森にかこまれた明るい静かな環境は、生徒にも、教員にも大きな解放感を与えた。」(前掲、11頁)しかし、この新しい学校は、どの新設中学校とも同じように、安ぶしんの建物であったし、環境整備は十分ではなかった。「運動場は赤土で、雨がふれば排水が悪く、ぬかるみになった。しかし、足洗い場もなかった。丘に建てられているので、場所によって高低がひどいが、階段をつけてなかった。運動はハダッでやるしまつであった。」(面接)その上、この場所は、「京都の北海道」といわれるほど寒く、冬は風当りが強く、砂塵をまいて、校舎内はほこりだらけになった。

このような環境の中で義務的一般的中学校のあり方の新しさは、教師の大部分が、過去の日本の義務学校の因習になじみがうすく、旧制の大学・高専などの出身者である若い人々の自由な発言の権利を認めていったことによって、いっそうとらわれない性格をつけ加えていった。若い教師の中には、過去の日本の教育への反撥から「中学校教員をやろうとは思なかった」(面接)人々もあった。しかし、かれらの若さと純真さが、生徒たちに接触し、それに対する愛情に目ざめていった時、過去の定型にとらわれない、「教育活動」が展開して行ったものと推測される。

生徒会活動は、全くはじめからなんの範型もなしに出発した。だからそれは、生徒たちの要求に枠をつくって上から型にはめて行くというよなものとははじめから異っていた。生徒たちの要求には、権力的な壁ははじめから設けられていなかった。民主的な自由主義的な自治の原則が、極めて解放的に教師たち、とくに若い教師たちによって受け入れられていたように思われる。たとえば、

施設の乏しいことから来る不便を、生徒たちが訴え、実施の要求をまとめて提出した場合、多くが学校側に受け入れられその要求は貫徹された。たとえば、校舎の間に渡り廊下をつくることとか、雨の日以外は下靴で、校舎に上ってもよいというようなことが、生徒の立場に立って、解決されていた。それらのわずかな費用は保護者たちによって負担された。

新しい中学校における自治活動の指導は、まだまだ教師たちにとっても、未経験の領域であった。教師たちは「自治会指導に関する参考書をあさった。」(面接)ここで当時、公式には生徒の自治活動の指導については、どんなことがいわれていたかを、みる必要がある。21年3月31日に提出された「米国使節団報告書」(文部省調査普及局昭和27年6月出版 35頁)は次のようにいっている。

「学校によっては各学級または各集団から選挙された代表者たちが生徒評議会として役立つかも知れない。これは特に生徒側の幹部としてその権限内で行動を取り、職員会に提案や推奨を行ってその考慮を求めらるであろう。」これは、「問題を論議して解決する柔軟性ある委員会式のやり方」をとるものとされている。

民主的な市民を育てるために、学級(自治)会や生徒(自治)会が自分たちの要求を、討議を通して共通のものとし、共通の目的を達成するために、それを集団的に解決して行くその経験は、民主的人間形成の有力な方法として、教育的に重要な意味をもっている。しかし、そうした場合、もちろん、教師の指導性は、それらの経験が、生徒たちの真に民主的な性格形成と能力の発達という観点を十分踏まえていなくてはならないし、また生徒の人間としての真の要求とその時々々の欲求との間に明確な区別を立て、しかも欲求という形で現われるものの中に真の要求(必要)を掘り当てて行き、これを充足するように導くことが真の指導である。十分に教育的な配慮と能力と識見のある教員の組織および学校管理が存在する場合には、生徒の権限は教師および学校側の教育的計画の立場の内部で比較的矛盾なく行使される。生徒は未熟な経験の所有者なのだから、教師、および

学校は、それよりも成熟した経験と理論とに立って、生徒を指導し、生徒の活動に助言と方向付けとを与えるのは当然である。24年4月に発行された「新制中学校・新制高等学校・望ましい運営の指針」によれば、

「自分たちで学校管理を掌握し、校長や教師を任免したり、その他この種のことを行う権利があると生徒の思っている学校が今まであった。生徒が参与する制度は、生徒が自治を行う『権利をもつ』という権利観念に基づくものではない。学校が生徒に学校の事柄に参与させるのは、それが学校の重要目標を達成する唯一の方法であるからで、生徒の「自治権」は全然問題とするにあたらない。ただし生徒はよい教育を受ける権利をもっており、よい教育は学校の事柄に生徒を参加させることを営むものである。」(85頁)

といている。

この文章は、きわめてあいまいであり、どのようにもその意味を理解することができる。生徒の「自治権」が問題にならないという表現はを文字通り、学校管理の権利ととれば、当然であるが、もし、校長あるいは教師が民主的でなく、不合理な行動や決定を行っても、それに対して、なんらの発言権をもたないというようにとられる恐れがある。じっさい、これらのことばは、日本の社会の伝統的な現実の中では生徒の自治活動を、校長や教師の下請け機関の活動にしてしまう口実として用られる結果を生み出している。校長や教師にとって、不都合なことは、「教育的でない」ということばのもとに、しりぞけられる傾向はきわめて強い。同書は、このような点は明らかにしていない。

旭ヶ丘中学校(この名称は新校舎に移ってから、生徒一般の校名募集によって決定された—この校名はやがて地名にならうとしている—)の場合、暗中模索の中から、それでも、一定の枠の中へ「教育的」という名目のもとに、生徒会を形式的に組織することは避けられている。というよりも、青年教師たちの封建的なものからの自己解放の努力と希望とがそのまま生徒の自治活動の指導に結びついていたと考えられる。そのような指導は、型にはまった過去の教育的意識からは、非常識とも

見られるかもしれないようなものをもっていった。

次に年次を追って生徒会の発展を記そう。先にものべたように、24年4月に生徒会が正式に誕生した。しかし、それは、原則的に生徒の自治活動を組織するという意識でできたものではなかった。当時すでに、先に引用した文部省発行の「望ましい運営の指針」や「新制中学校・新制高等学校の手引」、「新しい中学校の手引」等が出版されている。それらは大同小異であるらが、それが多くの新しい中学校の生徒会の組織に影響を与えたことはいうまでもない。旭丘の旧教師たちが「当時の生徒会は官製の生徒会だった」というのもそういう意味であろう。

学校新聞が24年の7月に誕生している。当時の学校新聞は、生徒会の新聞ではなく、「学校新聞」であった。そして発行責任者は、校長であった。その編集権や発行権に関しても、十分明確ではなかった。

創刊号に、論説委員の一生徒は生徒会について次のように書いている。

「我々は生徒会の手で指導者を選び学芸会でも運動会でもその他学校行事を企画運営すべきであろう。」

このような生徒の意識も十分一般には成長してはいなかった。この抱負が実現するのはさらに1、2年後である。3号の論説(50・5・25)は、「せつかく先生方が一生けんめいやって下さるのに肝心の生徒の会員がごく一部の人だけしか関心を持っていないとは情けない」と警告を発している。

25年1月には校名改正に続いて新聞は旭丘新聞と改名された。この新聞は、「学校新聞」としての創刊(昭和27年7月)から昭和29年3月16日までに、月刊、41号を数えている。(いわゆる事件によって、旧教師が分散し、新しい教師たちによって、新聞はそのままの形式で現在まで発行されている。)

24年度には、当時の文部省の指示にしたがって、ホーム・ルーム制度が実施されている。ロング・タイム・ホームは週1時間(月曜日)、ショート・タイム・ホーム・ルーム(15分)は1週6回と定められた。生徒会役員は、当時は、学級のい

わゆる成績のよい生徒たちから選ばれる傾向があり(面接), とくに生徒たちのための生徒会という意識は稀薄であった。

生徒会の中での珍しい事件は、当時存在した風紀委員会が遅刻者が多いので、遅刻したものは、入口を閉ざして入れないという決議をして実行したことである。これには、遅れてきた教師の中に校舎に入れられないものが出て来て閉口したし、遅れたために家に帰ってしまう生徒たちのことが問題になり、不便のためにその決議は廃止された。生徒も教師もこのような決議に平等にしたがうという明朗な一面を物語る事件である。

育友会(P T A)は23年旧校舎時代につくられたが、しばらくの間は、西陣の織元をやっている人とか、大学教授というように、生活の上で比較的余裕があり、子どもの「学校」に関心をもつ階層の人たちが会長をつとめ、役員が厳密な意味で、公選されるというようなものでもなく、それらの人々の話し合いをもとにして選ばれる程度のものであった。その仕事も貧しい教育予算のもとに出発し、独立校舎もなく、設備も劣悪な学校に対する寄附活動を主としていた。

しかし、新校舎の建築には、父兄や地元の寄附負担は全然なかった。当時すでに、教員組合は公費による学校新設を当局に申し入れていたし、その原則は当時としては、やはり守られざるを得なかったことと、もう一つは、敗戦後の生活状態(とくに西陣地区において)が一般的に悪く、到底一部の人たちにせよ寄附行為を積極的に提唱することもできなかったことによるものだった。

P T Aは、戦後の教育において、アメリカからもたらされた新しい形式の組織であった。わが国のそれ以前の親たちの組織、学校運営の協力組織としては、父兄会・保護者会があり、さらにとくに財政的援助を目的とする学校後援会があった。京都では一般にP T Aは育友会とよばれている。しかし、わが国の今までの習慣的な思想と、また当時の状況とによって、育友会は教師に対する財政援助や施設類の補助を行っていた(尤も今日でも教師への援助は、しばらくおいて、その傾向はむしろ増大している。)「目下、何れの学校でも財政上には困難しているので、P T Aはとかくこの

問題に捕われ勝ちなのは遺憾である。P T Aは本来教育的な機関であり、その目的は、児童及び青年の福祉の増進にあって、募金がその主要なる仕事でないことは無論である。因にP T Aは教育委員会でも、その補助機関でもなく教育に関し、決定権はもたない。P T Aは特殊な計画に対し、資金を出すこともあるが、それによって教育委員会の財政上の責任や、常規の支出を減らすことはない。」(山室民子・日本教育年鑑・昭和24年・山海堂版・256頁)といわれながら、その傾向は全国的であった。(註3)

旭ヶ丘中学校では、はじめ一般父兄は会費を納めるだけで、教員は会費の集金、通知の配布など事務的な手伝いをするにすぎず、それに毎月いくらかの金が「研究費」(月200円)という名目で育友会から教員に支給されていた。これを24年には廃止し、25年度からはP T Aの本質からいって教員も本来のP T Aの会員として会費を払うべきだと俸給から差し引いて納めるという制度になっている。

以上のような事情は、旭ヶ丘中学校が、出発の当初から、民主的な教育態度を豊かに包蔵していることを示している。しかし、そこには必ずしも原則的な教育的認識に立ってなされていたともいられない面がある。むしろ、青年教師たちの人間的な生活感情や情緒的なヒューマニズムに支えられていたように見える。したがってそこにはまだ教育的に一貫しない行動もみられたのである。

たとえば、25年は、はじめて新制高等学校への新制中学校生の入学を迎えた年である。旭ヶ丘中学校では、9月ごろから、冬休みにかけて激しい入学準備の補習授業を行っている。そのために一女教師は、過労に倒れて3ヶ月も病床につくという結果を招いた。この補習授業は全く、若い教師たちの自主的な発意によるもので、校長の命令やあるいは父兄の要望によるものではなかった。恐らく、生徒の将来に対する愛情深い考慮がそれをさせたのであろうが、それがどのような「教育的影響」を伴うかに対しては、十分な意識はなかった。したがってこの経験は、その翌年には厳しく自己批判を呼びおこし、それ以後は、一切入学試験準備のための補習授業を行っていない。遅進児のた

の補習は行われたが、進学のために十分な「実」はすべての教科のふだんの学習で養われるべきことと考えられ、それが実行された。

旭ヶ丘中学校の校下は、京都上京区の北部にある。校下は西陣機業の賃金加工者、労働者が約半を占め、大官通りを中心に中小商工業者がまた半を占め、東よりに住宅地を含んで、そこを中心にサラリーマン、知識階級の人々が居住し、この人が半を占めるという分布を示している。(註4)

当時は戦争直後であり、戦災は免かれたとはいっても、人々は戦時中の生活の立て直しと食糧不足やインフレーションに悩む生活の苦闘に必死の時代であった。そしてまた新しい中学校の性格には伝統もなく、将来への見透しもない時代であった。したがって父兄たちに積極的に中学校に関心と寄せる余裕も欲求も少なかったのは当然である。

それにもまして24、5年の時代には、統制は崩壊されて一時の戦後の反動で、好景気を迎えたように見えた人々も、税金の負担に苦しめられたので、中小企業者を中心に、「生活を守る会」が税金闘争を活発に展開していたし、西陣労働者の間には21年以後労働組合が結成され、地域には民主化のエネルギーがみなぎっていた。

旭ヶ丘中学校はこのような環境の中で自由と解放を享受しながら、独自の成長をとげる条件をつくりあげていったものと解されよう。また、この中学校が、24年の熱心な補習授業の実施で、進歩を希望する生徒の父兄たちにも信頼を得たことは事実であった。

## 2 節 形成への模索(昭和25年～昭和27年)

### 1) 生徒会の歩み

25年は、世界と日本にとって、重大な年であった。とくにアメリカの占領下にあった日本人にとってそれは永久に忘れ得ぬ年であった。いうまでもなく、隣国朝鮮に動乱が起り、それにともなってアメリカの日本占領政策が急ピッチに進められ、日本政府の再軍備政策の決定的な方向づけが行われた年である。そしてそれと同時に、戦争の危機に面して平和運動の広まりが除々に大衆の間で展開して行く年でもあった。

京都の北西部の一学校も、そのような国際的国内的動向に決して無関係な楽園ではなかった。しかし、人間の行動に対しては、そのような世界の出来事はそれについての直接の観点による影響と同時に複雑な政治的社会的な構造的変化を通して影響を与えているという二重の仕方をもって現われてくる。たとえば、朝鮮戦争を直接に憂へるという行動もあれば、そういう動向の中で、「与えられた自由」が碎づけられ、しめつけられるという状況のもとでは、意識するとなしにかかわらず、生活の無方向を結果するということもある。後者の場合には、ひとびとは無目的と無方向の中にその日暮しにおち入り、手近かな感覚的解放や利己的利益に満足を求めるといふ、状態が引きおこされたり強化されたりする。

旭ヶ丘中学校の場合、25年から26年にかけて、良心的な教師たちが、当面した問題は、まず、後者であった。しかし、そうした朝鮮戦争という出来事があらわに起る前に、すでにその問題は、別の形で学校生活の中に孕まれていたといえよう。それは、旭ヶ丘中学校の自由が、それがどのように尊いものであれ、また教師たちの真摯な努力によって育てられたものであれ、そこにはまだ一つの危

機が横わっていた。それは自由が一応、既成の定型や因習からの自由であったとしても、創造への自由の実質的目標が確立されていないことであった。これを過渡期とよぶことが出来るかもしれないが解放された新しい中学校が、恐らく旭ヶ丘ばかりでなく、一般に自由でのびのびしているけれども、規律としつけに欠けているといわれるのは、そういうところに原因しているともいえよう。これは避けがたい過程であるが、もしその場合、いわゆる規律を重視する余り、安易にそれに身を委すならば、たちまち民主化の営みは実質を失って形式化される。一般に新しい学校がこのようにして形式化して行くことによってかえって問題の意識を失っていくことが多い。

旭ヶ丘中学校では、そうなるには余りに、教師たちの自由への情熱は強かった。したがって、憂いは深かったともいえる。ある教師は述懐している。「ぼくたちは、しつけがだいじなことを知っていた。しかし、もっとだいじなことをやらなけ

ればならなかった、それはほんとうに子どもを自主的にすることだった。」(面接)

この教師たちの配慮は、自主的な生徒会活動を盛り上げる努力となって現われている。先にも引用したように、「旭丘新聞」にも、生徒会に対する、一般生徒の無関心について憂慮が語られている。生徒たちも「愛する母校」を、私達を暖いふところではぐくんでくれる母校を『清い、美しい、楽しいものにしよう。皆の力でこの旭ヶ丘を京都市第一美しいの所にするように、努力しようではないか』(「旭丘新聞」第9号・25, 5, 25) というようなことばを語ってはいるが、実質的に生徒会をみんなのものにし、自主的な関心を組織するものにするだけの意欲には欠けていた。

昭和25年度には、「全校一選挙区投票」で役員の変更を行っている。「棄権の自由をみとめるため役員選挙には従来のホーム・ルームでの投票をやめ一教室を投票場にし、任意に投票を行うことにした。」といわれている。(註5) 投票場を整備し、投票箱をつくるなど、その準備は大へんに手数のかゝるものであった。千数百名の生徒たちの投票が一ヶ所で行われたからである。時の選挙長の一生徒は次のようにいっている。

「第一に記すべきことは生徒会の会員諸君が、今回の選挙に対して多大の関心を持ってくれた事である。その投票率が84パーセント(寺島氏によれば93パーセント—筆者)であった——という一事だけでも、その事が良く表われていると思う。

去年の投票方法は各クラス毎に、投票してそれを委員が集めるという、ごく簡単な方法であった。だから投票は、一部の権力者に勧誘されたり自分の級友が候補している場合など、どうしても情誼にほだされたりして、所謂、民主的な公正な選挙が行われなかったのは事実であった。そこで今年、各選挙管理委員相談の結果、衆議院や参議院などでやっているのと同じ方法で選挙を行うことにした。」(註6)

それに対して、教師は二年後に次のように反省している。「しかし、投票時間や選挙放送などに、授業時間を使ったため、真の自主性はのぞめず、93%(これは、算定の基準の相違から来たものか)

という投票率も関心の深さによるとは言えなかった。」(註7)しかし、棄権の自由をみとめるという思想、真の自発性を引き出そうとする努力が、教師の指導によって生まれ出たことは、生徒の自治的態度の発達に対するこまかい配慮からなされたものと考えられなければならない。

生徒の中から、やがて校歌を持つという希望が表明され、そして生徒会是一般公募(教師も生徒も)によってこれを定めようとした。応募作品は45篇、審査員は、教師と生徒からなり、応募作品は作者の名をかくして審査された。その結果、寺島洋之助教諭の現校歌が当選し、同教諭は自分で作曲した。校歌制定は11月になされたが、当選者への賞品は生徒会長の生徒の手から、寺島教諭に授与された。この校歌をもつことによって、生徒たちの集団意識は一段と高められたといわれている。

同年の7月15日に第1回の生徒大会が行われ、そこで生徒会規律が改正され、会費30円となった。規約草案委員会で草案が作られ、生徒大会はそれを可決した。

規約の第4条には、「本会は学校長より委任された学校内外の活動に関しこれを審議実行する権限を有する」と規定されている。(註8)文部省の公式の見解では、「外部の社会に対して学校に関する責任は、主に、校長及び教師たちの担う所である……国民に対し、社会に対し、又監督官庁に対し、学校の責任を担うのは学校職員であり、従って、生徒会議の力は、校長及び教師たちによって表現されない限り、実効をもたないのである。」(註9)といわれている。しかし、校長の委任事項の範囲は、決して機械的に決定されるものではない。校長および教師の教育的確信と民主的識見と、そして生徒への信頼の度によって、それは異ってくる。旭ヶ丘中学校では、「委任の範囲を明確にすることに重点がおかれ、その範囲内での生徒の自主性を十分尊重し、教師の干渉(範囲内への)を極力控えた。『特別教育活動は、生徒たち自身の手で計画され、実行され、かつ評価されねばならない。もちろん教師の指導も大いに必要であるが、それはいつも最小限にとどめるべきである』(昭和26年度『文部省指導要領』34頁)は忠実に

行された。」(註10)といれている。

旭丘新聞はこの年の7月に誕生満1ケ年を迎える。これまで新聞の検閲は校長ひとりに委されていた。生徒の原稿が校長によって新聞に掲載を止められたことがあった。原稿は校長として市教委の「社会」に対して、「悪い印象を与える」と考えられるものであった。これに対して、生徒の方でも、不満があった。(註11)そこで生徒・生徒会顧問の教師・校長の三者の話し合いの結果、原稿の審査は、生徒会役員、顧問の教師・校長で構成する新聞審査会で行うことに決定され、同時に新聞の発行者も校長から生徒会にかわり、旭丘新聞は文字通り生徒会の機関紙となった。この審査会では校長の拒否権が認められていたが、三者の話し合いを通すのであるから、みんなの納得の行くような理由を示さないかぎり、その拒否権は行使できなくなった。(にもかかわらず後年、検閲、削除の問題が起る)。(註12)

第2回生徒会は、25年12月に開かれているが、それは、生徒会の歩みの中で、重要な意味をもつものである。

後年、いわゆる旭ヶ丘中学校の教育について問題が起ったときも、旭ヶ丘の生徒はだらしがないという批判がそこに含まれている。この評価はいろいろな要素を考慮に入れるとなかなか複雑な問題である。一つには日本の社会にとっては新しい行動様式である自主性の尊重が、既存の慣習を崩して行く面を、当然考慮しなければならない。そして若い教師たちが、「すべからず」という指導よりも自発的な生徒たちの自己規制、とくに集団的自発的規制に待とうという態度をとった時、生徒たちの中には、それを自由放任と解したものもあったのであろう。さらに、教師の中でも、中には自らの能力の欠除から、放任に傾いたものもなかったとはいえない。

しかしさらに加えてもう一つの面が考慮されなければならない。先にも触れたように、学校の環境設備が良好でないところから、生徒の行動に美しさとか清潔について意識を高めることが困難だという理由があった。あるいは服装をととのえろということについても、校下の父兄たちが、決して豊かでない生活者が多かったことを思えば、その

点に関してもいろいろな困難がある。

しかし生徒の中から、「服装を正しくしょう」という欲求が生じて来た。第2回生徒大会は、その議題としてこれを取りあげている。詳細は中央委員会に一任と決議され、これらに関する管理権は事実上生徒会に移された。服装が乱れているということは、きちんとした余裕のある家庭の生徒から出された問題であったが、具体的に問題を追求して行くと、本質的な条件にぶつかって行く。形式的でなく、具体的に問題を解決しようとするれば、貧しい家の子どもたちの問題、ストーブの入らない冬の寒い教室でどうするかという問題にぶつかる。中央委員会は、かえって教室内でオーバー・手袋の着用、校舎内でのズック靴使用を認めることになった。(註13)

次に重要なことは、図書館の管理の問題であった。旭ヶ丘中学校は、昭和25年5月ごろ、図書館開設にともなって、市教委に相談したところ、市教委から積極的な指導を受けて、ついにそのモデルライブラリーと目されるようになった。学校図書館は新教育において重要な位置を与えられ、文部省によっても「学校図書館は、生徒の個性を伸張して行く上に役立つ。…新教育は、個性の発展に重点置いている。学校において、生徒の学習と思想とを一定のわくにはめこもうとすることは、個性の発達を促すものではない。学校図書館は、生徒のいろいろ異った能力を考へに入れて、かれらの能力を発展させるための手段を提供する。それは、すぐれた生徒には、学習に対する希望を満足させる機会を与え、劣った生徒には、その力に応じて学習を補って行く機会を与える。」(文部省「学校図書館の手引」昭23年11月・3頁)といわれている。旭ヶ丘中学校の図書館の責任者である教師は市教委の指導を受けてその整備と研究とに努力した。6月には、京都で開かれた全国図書館協議会の参会者たちは、旭ヶ丘の学校図書館を視察しその折の記事および視察団の印象記を旭丘新聞(第10号25年6月28日)に掲載している。

しかし、そうした形式的な整備や、外に見せるための形式的な規則は生徒たちの真実の要求と衝突した。当時読書クラブ員であった卒業生(27年卒)は次のように語っている。クラブ員の生徒た

ちは、先生たちの意見に反対することはできなかつた。図書購入の選択も開閉館の時間も先生の意見や都合できめられた。貸出しについては、先生やクラブ員に特権があり、先生ととくべつ親しいものにも特権があった。25年の11月のはじめごろから、図書館に対するいろいろな批判的意見が出て来た。少い図書の特権で借り出してしまふ。図書館に入るといろいろな規則があつて、ちょっとでも違反すると先生に叱られる。開閉時間が不合理で生徒の利用に不便である。あるいは、本を借りようと思つても、先生向きの難しい本ばかりだ。こうした批判的意見が自発的に生徒の側から出て、ついに中央委員会で「図書館を生徒のものに」という要求が一委員から提出された。

第2回生徒大会は、それを可決したが、その後図書館の責任をもつ先生との間に交渉が行われた。しかし先生たちも、生徒たちに運営を委せることは図書館を乱雑にし無秩序にしてしまふという理由で、強硬に反対した。それに対して、生徒会顧問の教師が生徒を信頼せよといつて激しく対立し討論を重ねた。

さきの卒業生は図書館の係の先生から「君はクラブ員のくせに、生徒会の決議を支持することはけしからん」とさえいわれたといつている。それは生徒の教師に対する一種の独立運動であり、教師にとっては、「自治」ということの深い意味に衝き当る最初の経験であつた。教師の官僚的支配から自立しようとした生徒はその故に深い苦悩を感じ、教師はまた生徒への信頼に対する懷疑を克服する苦悩を負つた。ついに教師が譲歩して、その運営は生徒会に委されることになった。その結果、生徒の代表者たちや生徒会の顧問の教師は冬休みの半ば近くを費して、毎日学校に来て討議を重ねた。それは生徒にとっては苦しい期間であつた。三学期に図書委員会が成立し、新たに図書館規則をつくつて、週6日の貸出し、昼休みの開館、土曜日の館外貸出し、購入図書の選択を行うようになった。(註14)

もちろんその後も、しばしば貸出しや図書館規則についての問題が、旭丘新聞に掲載されているが、問題が意識され、それが生徒たちに公開的に討議されるということの方が、単に問題がないと

いうことよりも、いっそう重大な意義をもっている。図書館の生徒運営の要求は生徒自身の中から、自主的に出されたということによって、旭ヶ丘中学校生徒の自主的な成長を物語ると同時に、旭ヶ丘教育は、ここにその発展の基礎をおいたといつても過言ではない。

初代の図書委員長になった女生徒は次のようにその時の苦悩を書いている。

「図書館には中央評議両委員会研究の結果、中央委員会の特別委員会として図書委員会が作られたのでした。そして12月24日から図書委員には暗礁にのりあげた図書館を目ざす一点の方向に向けて進まそうとする苦心の日々が続けられたのです。冬の休暇に入つても連日委員会が開かれ色々な問題にぶつかり図書委員はいよいよ自分達の使命の重大であることを意識しました。(委員の人もよもやあの日々の事をお忘れではないと思います)生徒会の図書館はどうあるべきか、その他多くの難解な問題と取り組んで審議し議題が残ると一日一日と延期しようとう押しつまつた27日までがんばり、なおかつ問題が残つたので又1月7日にあつまり、いよいよ一つの方針を作り上げたのでした。その間私は午前中は先生や傍聴大衆の意見に圧倒され一時はどうなるかと思つた事もあり、くるいそうな頭で午後には評議委員会に出席し何かしらひややかなものをうけ中食の時間もなかつた事がたびたびでした。」(註15)

この文章は、生徒もまた教師も、どんなに重大な決意をもつて図書館の民主的運営の問題に取り組んだかを語つてあまりある。

なおその年度の末、26年の3月の第3回生徒大会は「授業時間をもらつて生徒大会をやると、やはりやらされているという感じで真に自主的なものとはいえない」という声が生徒たちの間から出たので、放課後に開かれることになった。これは、1回目は、定足数に達せず流会、翌日朝、生徒会長が生徒を運動場に集めて、奮起を促したため、その日の放課後には大会が成立した。これは、前の棄権の自由を認める役員選挙と同じく、自由参加という建前によって、生徒の自主的関心を高めて、実質的な民主化を目ざす指導の現われ

あったと見られよう。

こうした間にも、生徒会が一部のものの生徒会になろうとする傾向は絶えず存在した。一般生徒は相変らず無関心であった。これは当然のことであり、利己主義と集団への無関心を押し進める社会の中での学校の民主化が、一つの抵抗であることの証しであると同時に、それなればこそ、教師（とくに生徒会顧問教師）の努力が心要とされたのである。

## 2) 教師の問題

教師の間にはじめから自由な空気が存在していた。教師が、生徒の自主性を真にのばして行くためには、教師自身が自主的になり、権威主義にならされた自己を改造しなくてはならない。それは真に、当時の文部省がいていたような頭の切り換え（リオリエンテーション）というようなことではない。それは人間関係を変えることによって自己を作りかえることを意味する。もちろん旭ヶ丘の教師たちが、始めからそれを意識的計画的に行ったということではできない。ただいい得ることは、旭ヶ丘教育の性格を形成する中核をなした教師たちは、学校を従来意識されずに容認されていく権力的な機関としては、いささかも認めようとしなかったと思われることである。恐らくことばを出していえば、そのように表現されるのであるが、そういうことばとしても意識されてはいなかったであろう。ただ生徒の自主性を伸ばし、自由と尊び、真実の学習をひたすらに指導して行くという純粋な意図のみによって行動し、そのために障碍になるものを、教師自身の人間関係の民主化を通して解決し、外側から生じて来たいろいろの出来事に対して、人間的な対決をなしとげることによって、教師として、人間として成長していったのではなかろうか。

昭和24年には、職員会議は、公選によって数名の議長団を選んで、その人々によって運営されるようになった。しかし、選ばれた人々は有能であるにしても、また有能であるがゆえに、一般の人々の自主的な発言がかえって阻害されるという現象も見られるようになっていった。このような問題が解決されるまでには、2年の歳月が流れている。議長団が公選されるという組織およびその雰

囲気は、校長や教頭などの上からの圧力を取りのぞくことはできたが、「理論家や弁論家が会議をリードし、納得不十分のまま、総意として議決され」（註16）るという弊も次第に気づかれるようになってきた。

昭和25年6月には、人事の上での一つの問題が生じている。それは市教委から、老齢教員に対する退職勧告が行われたことである。全京都市で勧告を受けた人々は16名であったが、旭ヶ丘中学校ではそのうち3名が校長を通じて、退職勧告の対象とされた。この背後には、政府の財政政策と人員整理の基本方針があった。ドッジ公使の来日により、いわゆる均衡予算の実施が声明され、その名によって「過剰人員」の整理の方針が打ち立てられている。日教組は、同年6月22日に「教員整理と政治活動不当弾圧について」斗争の指令を発している。旭中では、老齢教員の退職勧告に対して、組合の班として、反対した。

ここで重要なことは、旭中では、単に組合の指令に従って行動しただけではないということである。勧告の対象になった人々が「無能」という理由にもとづいて退職を求められた事に対して、旭ヶ丘の組合員たちは退職勧告の理由となった「無能」ということの意味について真摯な討議を深めている。そして、「能力は発掘されるべきだ」（註17）という結論に達していることは重大な意味をもっている。3教員の身分は、この人々によって守られた。学校は単独で、教師の団結によって、市教委と団体交渉をもって、勧告を拒否したのである。能力は発掘されるべきだという認識は、きわめて人間的な、そして、教育的な思想を成長させている。

こうした経験が、26年の3月に、職員会議の議長を輪番制とする制度を生み出すことになった。女教師の中には、はじめは、議長席につくことを、いやがったものもあったが、かえってやってみれば議事運営に能力を発揮する人々も発見されるようなこともあった。こうしたことが、人々に自信を与え、自主的な人間としての成長をとげさせる機会になった。先の無能とみなされて退職を勧告された人の中には、かえって最近、永年勤続によって表彰された人も、また市の指導員として

活躍してきた人もいる。また能力に自信のない比較的年輩の教師を、自宅に訪問して、確信をもつように話し合う努力をした青年教師もあった。

このような職場から、本人の希望を職員会で討議して、校務分掌や学級担任などを定める慣習も生まれたし、学校予算に対しても会計監査を決め、これを集団で討議して決算を父兄にも公開するようなことが可能になっていった。

さきに、24年度の末期に、激しい入試準備教育を行い、これを反省した教師たちは、通常の授業を充実することによって、生徒たちに、実力をつけようとした。ここの人々は、いわゆる新しい経験カリキュラム構成の仕事には一般に賛成しなかった。それが労働強化になるということで反対するという考え方もあったようである。しかし、労働強化といっても、あの入試準備の補習授業の激しさや生徒会指導のための仕事の量をいとわない人々であったことを見ると、新しい生活経験カリキュラム構成の価値をそれほど認めなかったということがいえるのではないかと思われる。

24年の入試準備の激しさから思うと、旭丘中学校で、教育に熱心な人々は、子どもたちに勉強の力をつけるということには終始努力しているように見える。しかし、その努力の仕方は、教育課程案を作ったり、いわゆる新教育理論による技術の研究会をもつという仕方ではなかった。個々にはそのような人々があったかも知れないが、それが学校の一般的あるいは支配的な性格にはならなかったようである。これは、学習指導において、旭ヶ丘中学校がその形の上では、特異な性格を示さない点である。

しかし、そこには能力の低くさや不熱心によるものは見られない。それぞれの教師が、教科の教育で力をつけることに努力している。そしてそれらの多くが旧制の大学・高専系出身の教師であったことを思うと、自己の過去の経験にもとづいて、伝統的な教育技術にとらわれずに、新しい中学校の生徒の教育に体当たりして来たという印象を受ける。「自分たちの経験をもとにして、子どもの心理発達について語り合ったこともある。」(面接)ということや、「英語は、オーラル・メソッドでは力がつかない。」(面接)という見解など、

事の当否は別として、既成の教育理論をうのみにしたり、技術面だけで新しくなろうとする安易な態度によらないという事実を裏書きするように思われる。

ここから、教育技術的には、無意図的ではあるけれども、少なくとも中以上の子どもたちが学習指導の対象となり易いということが結果するのではなからうか。入試準備の教育を一切廃止したあと、父兄の中には、学力が落ちたと評する人があるけれども、学校側の見解によれば、そういうことはないといわれている。このことは、いま量的な形で実証することはできないが、いろいろの事実から考えて、一般の中学校より学力が劣っているという証拠はない。学校は、準備のための補習授業は廃止したが、しばらくは、アチーブ・テスト用紙を実費で希望の生徒にあっせんするということはやっていた。つまり、ふだんの授業で実力をつけることといい、そこには、「学力」についての考え方がこの段階ではまだ明確な意識をもととして確立されてはいないとみられるふしがある。

しかし、そのことは、意識の上でヒューマンな指導が行われることを妨げたことにはならない。

教師は子どもや父兄に、できるだけ経済的負担をかけないような努力を続けている。「金のかからない学校」の立て前は、ますます強く貫ぬかれていく。たとえば、PTAは会費20円(22年度は10円)以外には徴集しないし、生徒会費も24年度は20円(25年度から30円)、図書費が20円、種々印刷費10円、教育充実費20円を徴集する以外には、出費はない。また教科書は、一度決定すれば、生徒や父兄の負担を考えて、変更しないように努めている。理科の実験では、はじめ、PTAの関係から、京大教授を通じて実験機具を借りて来たりしたが、それでは借りに行く労力に比して、子どもたちがその苦勞を理解しないということを反省して、校下のガラス屋から、廢品などを分けてもらって利用した。あるいは、埃が立つことが問題になって、床に油をひこうという意見対しは、研究の結果、油によって、ゴム底のいたみが3倍であるということを知って、父兄の経済的負担を考慮してその実行を中止している。

このような配慮は、一般的に人間的な感覚からなされているが、もちろん、この段階では、とくに貧しい家庭の子どもたちや劣等感に悩む子どもたちの問題が、積極的に教育観の中に反映していることは考えられない。しかし、一般的に、新制中学校が義務制普通教育機関として、公費によって運営され、一般国民大衆の教育機関として、できただけ、無償で行われること、また、教育の権威主義と非人間的な監督主義を克服すべきことに向けてはつねに生々とした努力が注がれていたことは否定できない。

教師たちの多くが、権威主義や出世主義に無縁であったことは認定講習などに対しても、否定的であり、意識的自主的な対応の仕方を示したことからもうかがわれる。「資格のあるものはとれ」（面接）という申し合わせもあったそうであるから、事情によっていろいろな行動がとられたのであろう。ただし、生徒会指導、夏休みのクラブ活動指導にいそがしかった人たちは、出席しなかつたようである。

組合活動に対しては、「労働組合運動に関しては、ほとんど無知素朴であった。」というのが事実であろう。ある教師は23年のレッドパーヅについてさえも知らなかったと述懐している。しかしすでに25年に3教員に対する退職勧告を、学校班として、単独で拒否に成功したという事実が示すように、団結によって生活権を守るといふ行動が強く芽生えている。一般的に組合活動に対しては、戦前的な経験や指導意識はなかった。むしろ自らの民主的成長のために、忠実にこれに参加し、はずかしがりながら、市長、府知事選挙運動に参加する経験や、公平な動員分担や評議員就任などを通じて、次第に組合員としての意識を高めていったものと思われる。

職員会議の自由の空気を尊重する努力は、意識的に払われていたが、生徒会顧問の教師たちの活動が熱心であり、また多忙をきわめるにつれて、いわば「生徒会関」とでもいうような閉鎖的な傾向も現われてきた。とくに生徒会顧問教師群と、運動部の指導教師や、さらに問題のあった図書館で熱心であった教師たちの間にも自然に対立的な関係も生まれるようになった。(註18)これは当

然起りがちなことである。しかし、こうしたことは、一般にしばしば、学校内部の対立を引きおこし、そのために対立する側が外の権力と結んで、問題を紛糾させる不幸な原因にもなり易い。(註19)

このような事情に対しては、活動的な人々はもちろん反省をくりかえしている。そしてそれが、「事件」の段階で、ともかくも教師が団結し通した力を育てあげたことと思われる。もちろん、すべての教師が同一の歩調で成長したとは思われないし、教育観や世界観においてすみずみまで一致するというようなこともあり得ない。だいじなことは、中核になった教師たちが、こうした反省を道じて、同僚とともに討論を重ねながら成長をとげていったということである。同一の歩調ではあり得なかったとしても、集団的に高まっていったという事実はきわめて特長的である。校長をはじめとして全教師が自由な集団を形成し、婦人教師のお茶くみも廃止され、使丁に対しても「さん」づけて呼ぶような態度を形成したのは、決して偶然ではないといわなければならない。

### (3) 障害と発展

朝鮮戦争は日本の経済の在り方に対して種々の影響を与えた。その中には、一見しては景気の好調を引きおこし、形式的解放は、消費生活を花やかに色どった面があった。したし一方では、三鷹事件・下山事件・松川事件というように陰惨なそして不可解なできごとが続き、それとともに、官憲の圧力は、次第に強化されていった。国民大衆は、そうした中で、民主化への希望を失い、政治への無関心を強いられ、パチンコや競輪の流行、頽廢的流行歌の横行を来たしていった。無関心と頽廢が、次第に植民地的な性格を強めていった。

一方、教育政策も、相変らず民主化をうたいながら、その実質は官僚統制を強め、職制を強化し、「民主化」は次第に形式化して行った。このような中で、旭ヶ丘中学校でも、教師の中には、パチンコや競輪を話題にするものが多くなり、平和について語るものも明るい希望を見失うという状況を呈していった。

もちろんこの期間にも、教師たちの努力は続けられていた。たとえば26年の6月には、職員会議

で、定期考査をやらないことに決めている。それは定期考査の日をきめて、家事労働やアルバイトのために復習をするひまのない子どもたち、勉強部屋も勉強机もない子どもたちはその準備が不可能であり、そののできる子どもたちとの間に不公平な取扱いをすることになるという理由からであった。その後、考査は予告なしに行われた。

この事実は教師たちが、貧しい校下の親たちの生活に目を向け、それに対する暖い配慮をしていることの証拠であろう。これは新しい「万人のための中学校」の性格を、日本の現実の中で、つくりあげて行く上にきわめて重要なことである。

なおその頃出張旅費の使用法について、不公平や不明朗がなく、しかも有効にという角度で決定を行っている。そして出張費は主として、修学旅行の生徒引率の費用に用いられるようになった。学校会計の明朗化の一環であろう。

26年度の春の生徒会役員選挙では、女子の生徒会長が選出された。ちなみに、旭中ではその後も27年と29年に、女子の生徒会長が選ばれている。つまり24年度から6年間に3人の女子生徒会長を出現させている。26年度の生徒会長の女生徒は、かなりの指導力をもって生徒会を盛り立てていった。一般に、旭ヶ丘中学では、男女共学の原則を忠実に守り、平等を実質的に実現させようと努力している。そのためには、ある教師のように、男女の席の配置についても、かなり強く指導を行っている例がある。27年の3月の職員会では、出席簿の順を女子を先にし男子をあとにするなど、の方法を採用している。そうした指導の結果として、毎年の生徒会役員にも次第に女子生徒が多くなるという現象を呈している。(註20) この学校の女生徒が他の学校にくらべて一般に積極的であることは、旭丘新聞の投稿によってもうかがうことができる。(註21)

生徒会活動の発展も、決して直線的なものではない。学校の外側の社会が矛盾を孕み、不合理な力が絶えず、学校を通し、あるいは個々の生徒に働きかけている以上、学園の成長は、つねに坦々たるものであることはできない。しかし、そこに教師の目標と理想とが働きかけている時、一つの障害はその目標を具体化し、その理想を具象化する

契機に転じて行く。また、生徒たちは、多くの可能性をひそめているから、その行動は、注意深い意欲的な教師にとっては、それぞれが、次の指導のための反省の材料となって行く。

旭ヶ丘中学校の生徒会指導にとって、重要な転機を与えているのは、ストーブ問題である。この問題は、多くの学校で、見すごされがちな小さな事件だともいえよう。しかし、その後の旭中生徒会の指導の上から、教師たちに意識されている意味は大きいのである。

冬期には、この学校は、洛北のしかも高台に建てられているのだから、かなり寒気が厳しい。京都のまちは、いったいに底冷えといわれる特有の寒気をもっているが、市内にくらべて、こゝは風当りも強いだけに、かなり温度が低いであろう。教室にはストーブの煙突の穴が設けられているにもかかわらず、ストーブの設備はなかった。生徒会で、冬は教室でもオーバーと手袋をつけたまゝでよいという取り決めはなされたけれども、冬の授業は活発には行えない。そこで25年の3月の生徒大会で自分たちで費用を負担してストーブを入れようという決議がなされている。この事件の経過については旭丘新聞第20号に寺島教諭が詳細に報告している。

3月8日の生徒大会で、ストーブをつくらうという案が成立し、顧問の教師たちは職員室にもどり、それを報告した。校長から「それは結構です」というあいさつがあり他の先生たちからも、なんの異議も出なかった。しかし、その日の議事録には他の報告と一括して、「生徒大会の報告、これを諒承」とだけでとくにストーブの件についての明確な記録がなされていなかった。問題はここから生じた。

ストーブを入れることは、父兄の負担において計画されたのである。17日には中央委員会、22日には評議委員会、越えて4月の16日には中央委員会が開かれ計画が具体化して、けっきょく負担は、保護者にかけることになるので、プリントを配ってその賛成を得ることになった。そのことについて、職員会の承認を得ることになり、5月11日の職員会の議題としてストーブの件を取りあげた。しかしその際、校長は、ストーブをつくって

もよいといったおぼえはないといふ、顧問の教師は「結構だといわれた」という水掛け論になったが、記録の不備から決定はできないまゝに、「建物の弱さその他について十分研究の上もう一度みしなで相談する」(校長提案)ことにし、校長は市の建築専門家の意見をきいて参考とするということによって決定は次回に持ち越された。

建築家の意見は、安全な校舎もあるが、やゝ弱い校舎もあるということ、市としてはストーブはほいてほしくないということ、校長もたいしてほしくないと思う、ということが、顧問の教師から校長代理として5月25日の生徒大会に伝えられている。しかし顧問の教師はそれを不許可とはとらず、可能性が残されているものと解して、その旨を生徒に伝えている。しかし、6月25日の職員会でも決論が出ず、教師の企画委員会(7月6日)でも決論を出すことができず、最後に7月13日の職員会で、どこまで教師がストーブの火の始末に対して、責任が持てるかという責任論に終始して、ついに採決が万場一致で得られず、否決されてしまった。

この間生徒大会が決められてから4ヶ月、生徒たちから「今まで待たしておいて、アカンとはむかつくな」「なっとくいくように話して下さい」となげねられて、寺島教諭は生徒会新聞紙上に生徒会に対して、経過を克明に公表したのである。その報告は次のようなことばで結ばれている。

「3月のはじめから4ヶ月あまりせっかくたのしみにしていたであろうと思うとほんとうにさびしい気がする。要するに『燃えやすい』これがキー・ポイントだ。あとは『ストーブのたけるような交舎をたてよ』という希望がのこるのみ。日本にセメントがないわけではない。……世界に鉄がないわけではない。……そうすると政治の問題だ。……さらに世界に眼をひろげるとまだまだ不幸はころがっている。これはもう政治の問題ではない『心』の問題である。……」

諸君が将来つくり出す社会が今よりもはるかに幸福な社会になるように。未成年者、コドモといつても呼ばれているあなたがたも、生徒会という社会の中では一人前に選挙権も被選挙権も持つ国民なのだ。生徒会が、より一そう幸福な小社会にな

るように。それはあなたがたの一人一人の力にある。ストーブの話からだいたい脱線したようだ。6千字あまりのこの文で私はストーブの報告をすませ、顧問として努力のたりなかったことについてお詫びをし、そしてこの問題が今後の生徒会活動のために少しでもプラスになるように強くのぞんでペンをおくことにする。」

この文章は、やゝ抽象的な指導を感じさせるけれども、顧問として生徒の結集された要求と努力とが、学校管理という立場に立つ職員会・校長、そしてその背後にある市教委の存在とまともに向きあったその経験、生徒として、国の教育政策や財政政策という外がわの大きなものに、つき当たった経験、これをなんとかして、生徒会という自治的活動の組織の指導に一つの栄養素として内在化させようとする努力のあらわれとみることができる。しかし卒直にいて、この時期には、その意欲が、まだほんとうに生徒の内からの成長とテンポを同じくするところまで熟していなかったのではなからうか。

それにもかかわらず、生徒たちは、新しい行動の発展を求めて行く。それは運動会の生徒会管理の実施である。図書館の自主的管理の経験は、生徒たちに運動会の運営をも自分たちでやりたいという要求を育てて行った。今までの運動会は学校や先生にやらされているという意識で受けとられるほかはなかった。そこでそのような生徒たちの要求を、学校側も受け入れ、26年の10月の運動会から、生徒の手によって、すべてが運営されることになった。生徒たちは、企画・運営について2ヶ月前から討議を重ねて、生徒の運動会を実施した。運動会の従前の型通りのしきたりは、大部分廃止された。たとえば、よくある地域の有力者たちの特別な招待席は廃止され、そのかわりに教師の助言によって卒業生席が設けられた。もちろん、最初の年は雑然としたもので、プログラムも予定通りの時間では進行しなかったが、生徒たちにとっては、意味深い学習の機会であった。

それについて、一生徒は次のように旭丘新聞に書いている。

「先生たちに心配されていた運動会が見事私たちの手でやりとげられた。

10月3日心ゆくまですみわたった秋空のもと、生徒会々長の開会の辞で8時間にわたる熱戦のまきは切っておとされた。一番気にされていた時間の延長も、去年先生が運営された時と同じ位の時間でとどまり、最後の校歌合唱もA先生の評では『こんなにうまくうたえたのは、はじめてだ』とっておられたし、あくる日もH・Rがはじまるまでは自発的に校庭もそうじされた。

また当日の各係、とくに9時までのこり、29クラスの得点を整理するためにがんばった得点係、各方面から気づかれた放送機を見事につかひこなした放送係・かげの力の運営係は、私たちには思いもよらぬ努力が要ったろう。」

こうした生徒の運動会は、一般の父兄にも、自分の子どもたちの運動会というしたしみを持たれたようである。しかし、子どもたちの要求の中から生まれようとする新しい秩序は、まだ秩序として認められるのは困難であった。だからその内面的な要求をつかむことのできない通りがかりの一部のおとなたちには雑然とした運動会という印象を与えたようであった。(註22)

生徒たちは、その後、さらに文化祭を自主的に営み、各ホーム・ルームがそれぞれ生徒たちの手によって、演劇や合唱を演じて行く。校内のスポーツ・カーニバルは、これもまた生徒の手によって定期的に放課後、実施されている。スポーツ・カーニバルは、各クラスの対抗競技その他を行い、生徒たちの関心を集めて来た行事である。(註23) 旭ヶ丘中学校は、運動場が規格よりも極めて狭いにもかかわらず、運動がかなり盛んである。26年には京阪神3都体育大会に、バレーボール京都代表で選手を送った。生徒たちのカンパによってバスを用意し、父兄の応接団をまじへて大会に乗り込み、ついに優勝した。優勝の報に新聞部は直ちに号外を発行して、生徒父兄に喜ばれた。これ以後、新聞部は、学校の大きな事件には、号外を発行して、情報提供に努力するようになっていった。

こうした生徒会の成長過程に、学校は一つの試煉を迎えなければならなかった。

26年の11月の天皇京都に行幸、京大生が天皇に対して、平和のための公開状を提出し、それが問

題にされたあの際の行幸が、旭ヶ丘中学校にも一つの波紋をなげている。天皇行幸に際して、日の丸をもって出迎えよという通達が教育委員会からひそかに行われるという現象は、かなり全国的な問題になっていた。憲法の本質からいって、強制的な出迎えの要求は当然問題視されなければならなかった。25年の10月に文部省が日の丸の掲揚、君が代斉唱がのぞましいという通達を出しているのも同様に逆コースとして世論の問題になっていた。日教組はこれに反対していた。旭中では市教委の通達によって校長は全校出迎えを欲した。京都では京教組の見解にもとづいて、学校で自主的に決めることになり、希望者だけ、代表者だけ、というような形で行われたところもあった。旭中では、市教委に気をつかう校長と教師たちの間に長い討論が続けられたが、けっきょく希望者だけゆくことにし、午後の授業は平常通り行うこととなった。

このような事件は恐らく全国の各地域で起ったことであろう。したがって、それはあるいは特筆すべきことではないかもしれない。しかし、こうした問題を、旭中の教師たちが、決して便宜主義によって見すごさなかったということを知るのは重要なことである。積極的ではなかった旧教師のひとりには、教師たちは、ちょっとしたことでも、それを抵抗の機会にすると語っていたが、たしかにそのことばには真実があろう。それは因習になじみ、事なきを求める人々にとっては、そのように解されるであろう。そして多くの場合、人々はそれに流されるものである。流されることは自己を失うことである。しかし旭中の中核的な教師たちはそうではなかった。民主主義の基本的原則、人権の尊重をいささかもごまかしなしに守ろうとしている。民主主義に立つ教育を守り、生徒たちに責任をもつ教師として、神経質なほどにそれに「こだわる」行動をとっている。

しかし、この問題の際には、教師たちは、それが父兄たちにどのような影響を与えるかということには、反省をもっていなかった。それほど余裕はなかったという述懐が語られているが、京都地方紙の天皇記事の大々的な報道ぶりに表わされる意識的な天皇崇拜の復活の傾向や、父兄の伝統的

る観念とそれがどのように関係するかを如実に経験するのは、その翌年であった。

#### 4) 打開の努力

生徒会は、自主的な行動様式を育てて行く過程の中でいくつかの山を越えていった。しかし、ストーブ事件は生徒にとって、大げさにいえば、自治活動の権力の壁との対決でもあった。生徒会顧問寺島教諭の、生徒への報告から推察されるように、教師たちにとってもこの問題は、生徒会指導、自治活動指導の最大の問題の一つとして意識されこいたように思われる。すでに、一部の教師たちは、民主的な教師によって、生徒たちは、その自発的要求を、正当なものであるかぎり、支えられ、鼓舞され、保護されていると考えられるようになっていたらしい。また、正当な行動は承認され、不都合な行動は批判されるという合理主義が、教師の正義感によって守られていたことを、教師たちは意識するようになっていた。寺島教諭は、26年2月に卒業する生徒たちへの送別のためのアフオリズムを求められて、「温室のとびらは射かれた。さあ墓場へ」(旭丘新聞第17号・26.3.)と解答しているのは、学校という温室的な民主的小社会に対する警句を生徒たちに呈したものであろう。(註24)しかし、ストーブ事件は、この温室に嵐をもたらした。教師たちにとって、結局は、生徒の自治活動も学校管理という枠内でそこに触れない限りにおいて、という制限をはじめから置くべきものなのか。しかしそうすればそれは本質的に自治的ではない。へたをすれば、かつての5人組制度のような、治められるものの連帯責任制のような制度に墮してしまうだろう。それとも、どこまでも生徒の正当な要求を実現するように指導すべきなのか。しかしそうすれば、生徒会活動や自治活動は、校外へと発展し、校外のあるいは学校の上級監督機関やさらには社会の権威(当局、オーソリテイ)を対象にしてまで発展して行かなければならない。それは果して、未成熟者に対する教育活動という範囲とどのように関係になるのだろうか。こうした問題は、じつは今日まで、明確な解決を与えられていない。アメリカに発展したプロジェクト・メソッドによれば、もし社会が民主化されているならば、そうし

た校外の子どもたちの活動は、温室的な仮構的な自治活動をリアルな有効なものにすることができよう。しかし、現実の社会機構はそれを許さない。しかも着々として恢復しつつある権力を背景とする官僚主義は、ますますそうした生徒たちの自主的要求を容れる余地を失わせている。

教師の観察によれば、このストーブ事件は、子どもたちに、一種の無力感を醸成したといわれている。ふつうこうした場合、市教委や校長が不賛成だという一言は、仕方がないというあきらめによって受けとられるか、別な解決の仕方へと指導して、悪くいえば、ゴマカかされている。しかし、今までの盛り上げて来た生徒たちの意欲は、それなればこそ、かれらにいつそう自分たちの無力感を感じさせることになったであろう。

教師自身もまた大きな絶望感にとりつかれはじめた。教師の中には、そうじなどをやかましくいうということによって気持の吐け口を見出そうとするものも出てきた。校長と指導の仕方について対立することも多くなった。教師たちの無力感は、さらには、生徒たちを取りまく社会環境の悪条件とともに、生徒たちを、集団生活への無関心へと駆り立てることも多くなった。狭い海峡をへだてた半島における暗い戦争の現実、平和憲法と教育基本法にもとづいて、平和と真実とを希求する生徒たちを育てる教育に希望をつないできた教師の目的を見失ったような状態。ブームと貧窮との錯綜する世相の中で、頹廢的な流行歌にとりまかれ、利己的行動以外に自らを支えることのできない現実と真面している生徒たちの学習意欲の衰退と集団的生活への無責任と無関心。旭ヶ丘中学校の一つの危機はここにあったといってもよい。

26年の8月には、日教組はそうした現実の中で、「教師の倫理綱領」を中央委員会にて採決し、その11月には、第1回の全国教育研究大会を、日光において開催した。ここではそれについて全般的には触れない。旭ヶ丘中学校ではすでに北小路教諭は26年の春から、京都市中学校教員組合の副委員長に就任していた。そして寺島教諭は日光の教研大会に出席した。このことは、無力感と無方向に悩んでいた教師たちに、進むべき道を求めるある種のエネルギーの源泉になったことは疑い得

ない事実であると思われる。

旭丘新聞第23号(27・2・22)と第24号(27・3・15)の両号にわたって寺島教諭の「日光の教育研究大会」の記事が連載されている。第1回には、編集の生徒の筆で「この原稿は去る11月10日より3日間、日光で開かれた『第1回教育研究大会』に参加された寺島先生が3年3組の依頼によって書かれたものです。記者は偶然の機会に触れる事を得、その民主主義に対する熱意と高邁な精神に強く打たれ、むりをお願いして本誌を飾ることになりました」と添えられている。本文は、「具体的な地方の情勢や児童生徒をとりまく環境など、比較的のんきな京都に住んでいる者にはずいぶんびっくりすることがからも多かった。」と印象を語り、「日光での3日間で一番われわれの考えたことは、青少年とともに日本の社会に生きるわれわれの在り方であり、マス・コミュニケーションに引きずられている社会の中のわれわれの姿であった」といい「このような強い力に反抗して青少年を自主的に教育するのがわれわれの役目ではないか。すくなくとも10年前の今日よりは、はるかにのぞみが大きく、自信も強く、そして労働組合という大きな団結を持っているのだ」と語っている。

出席者の報告は、恐らく直ちになされたにちがいない。そしてそこに今までの旭ヶ丘中学校の実践に対する確信を新たにし、この教育の目標を、つまり平和のための教育という目標を、さらに明確にした。そうして、その具体的な一歩として、「倫理綱領」の研究に11月から27年の2月までとりくむことになった。

ここで、旭ヶ丘中学校の教師たちが、民間教育研究団体に属していなかったという事実について触れておかなければならない。われわれの調査の結果は、それを明らかにしている。これは旭丘の教師ほどの教育に熱意のある人々については、ちょっと興味の深い事実である。しかし考えて見れば、民間教育研究団体に参加して、研究グループを作っている人たちは、多く自らの職場に問題を見出しながら、一人の力ではこれを解決し得ないと考え、あるいは共に研究し学ぶ人たちを直接に職場に見出すことができないために、同志が相か

たらって学校外に研究グループをつくって行く場合が多い。もちろん職場全体が、研究に熱心で、そのまゝ研究団体に所属するグループをつくっている場合もないではない。しかし、それは現在では、決して多くを期待し得ない。

旭中の人たちは、そうした欲求を直接職場において充たすことができたから、ことさらに職場の外にそうしたグループを求めする必要がなかったであろう。またひとりひとりが暗中模索とはいえ、それぞれが責任をもって、はじめから生徒の指導に体当りをしていったのだから、自信を得るための研究グループを外に求める必要もなかったのであろう。

このことは、旭中の人たちにとって恵まれていたともいえる。しかし同時に、戦前からヒューマンイズムと合理的な立場で教育に取り組み、その中で、自主的合理的な教育の実践を蓄積して来た経験に、教科指導の面で学ぶ機会がなかったということもいえるのではないであろうか。旭中の教育が、その目標において高くその熱意において深いものがありながら、なお教育活動の本来の方法や技術について果してどれだけの用意があったか、という点について、われわれは深く省察しなければならない。

ともあれ、われわれは、生徒たちが無意識に、困難の中に迷っている時に、同じく迷いながら、教師たちが一歩前進して行く姿をこの時期に見ればよいのである。

生徒たちの悩みは、生徒会解散論となって現われている。それはやはり、生徒会で決めたことを、生徒たち自身が無視し、あるいはホーム・ルームが不活発であり、委員会やその他の会合も、発言が少なく、また無関心が支配しているというところに胚胎している。旭丘新聞は、ほとんど毎号その問題を取りあげている。「発言者が非常に少いから中央委員はなさないといわれるが、委員長もやりにくいんだ、手のほどこしようがないから」「中央委員から雨ぐつをはいている。絨の人に注意してもほかのクラスがはいているというのを口実にしてぬがない。」「どんなにしても処置なしや。みんなを無関心にしてしまった人が悪いんだ。」「先生の発言が多すぎるんじゃないやろう

。しゃべり出さばったら止められないから。「先が発言されたら、何が何んだか解らんようになえ。」「そうだな、先生の発言にまよわされる。これに程度が高すぎるな。ある日委員会をさぼっ山へ行ったけど面白かった、委員会より。」(旭新聞23号27・2・22「中央委員会を語る」より)以上のような会話は、中央委員会の生徒たちの言を抄録したものである。委員生徒たちの高まると、高まったことによって現実に対して感じる不足と不満とを、それらの会話は如実に物語っている。そして生徒の会話の中に、教師の焦燥の反映も散見しているのである。

このような生徒たち、とくに指導的な立場で悩んでいる3年生の生徒たちの中から、27年の3月日に、「生徒会解散」が生徒大会に提案された。教師たちは、それに対して、どのような対応をするのであろうか。ここでも教師たちは、生徒の自主性を形式的にはではなく、実質的に考慮するという態度をとっている。生徒が不要だというなら、解散もよいだろう。そしてほんとうに、生徒会がないという事態から、その必要を感じずらう。そうして再び必要にもとづいて、要求してつくものは、ほんとうの自主的な生徒会だろう。このような指導の思想が討論の中から確認されていくように見える。

生徒大会では、原案提案者は、次のようにその趣旨を説明している。

「現在私たちはほとんどが生徒会に対して非常に無責任、無関心です。このような生徒会があっても有害無益です。だから解散すれば良いと思います。」それに対して、「生徒会解散の後にはどんな方法で、私達の意見を先生方に伝えるのですか。もし解散してしまえば、僕達の意見は先生に伝わらないのではないのですか」という質問も出た。反対意見としては「反対！先ほど一度つぶしても、生徒会の重要なことがみんなにわかればきっと再び立ちあがるだろうといわれたが、一たん先生に出しゃばられたらきっとおさえられるのではないか」といっている。それに対して提案者は「もしこゝでつぶしても、新しく組織しようと思えば、きっと組織する権利を与えて下さると思う。」と答えている。

この提案は、ことの重大性から見て、その場では挙手採決で決定しないことにし、方法・日時では、中央委員会・企画委員会に一任となった。改めて12日に解散の賛否の投票が行われ、その結果は、反対740票・賛成354票、(在籍1535名)で賛否ともに在籍者数の過半数に満たない。そこで投票をやり直し、反対が在籍者数の過半数に圧倒的多数で達した時、はじめて解散は回避された。

このような出来事は、生徒たちが、どのように自主的に行動するように成長したかを物語るものである。それはたしかに生徒会という形式的組織にとっては危機であったが、生徒が自分たちの生徒会を必要とすることを意識していることを確認する一つの試煉であった。

### 3節 新しい出発 (昭和27年—昭和29年)

#### (1) 温室と外気

生徒たちの批判的態度と自主性とは成長して行った。25・6年度にいくつかの小さな積み重ねがかれらの集団生活を自分達のものにして行く踏み台になっていった。たとえば、クラスの中のボスの存在を、かれをソフトボールの活動家にするによって、集団の積極的な一員に成長させることに成功している。教師たちは、「子どもの仲間子どもながらの暴力者が大きいのも小さいのやらのちがいこそあれ、やっぱりあるにちがいない。こんな傾向のある子どもの将来を思うと誠にかわいそうである。……その周囲の子どもは充分批判力をもってそんな人と思われる人の言行をよく批判して、その人も前進し、自分も前進するように、自分の言行を考えねばならない」(旭丘新聞第11号25・7・15北小路教諭「暴力」)と暴力の克服を語っているように、そのような子どもの問題を注意深く見守りながら、それが生徒たち自身の問題意識と努力によって克服されて行くように指導している。

このことはまた、「同じことをしていても、あの先生は怒らる、この先生は怒らない、そういう区別をあなた方はチャンと心得ていて、行動に表します。……そう考えることのさみしさ！私たち教師は、ほかのことはともかく、そういう生徒だけは作りたくないと思っているのに。」(旭丘新

聞第24号27・3・15, 長ユキコ「なみだ」)という教師に対する生徒の差別的対応の仕方——, おとなしい女の先生に対して, さわぐような生徒の集団暴力的な行為もしばしば生徒自身に問題にされていた。たとえば, 旭丘新聞第7号, 25・2・15「学窓・授業中の態度」)一に反省の目を向けさせ, 「先生も人間です。あなた方も人間です。みな欠点が多いのです。しかしハンにも棒にもかゝらない生徒, こわいばかりの先生, そんなものは存在するはずがありません」とさとすことを忘れないでいる。

こうした教師と生徒との努力は, かつて寺島教諭が「温室」とよんだ, 学校の民主的集団をつくりあげていった。けれども学校は, 社会から隔離された温室であることはできない。温室は, 教師集団という防壁に保護されているとしても, 子どもたちは, つねに, 学校の校門を出ることによって, 現実の嵐の中に立ちかえらなければならない。そこには, 父母たちの生活の悩, 自分たちの現実と将来, アルバイトと年少労働, 進学競争と利己主義がある。かれらの中のあるものは, すでに中学生というよりも現実の社会では一人一人の労働者である。これは決して, 温室の空気ではない。教師もまた温室的小社会の民主的指導者として安住するには現実の嵐はあまりに厳しい。「平和と真実を希求する人間」の形成は, 現実には, 憲法との抵触をことばだけで避けて行く再軍備の方向によって裏切られ, 教育費は圧迫され, 思想の自由には次第に暗いかげがのしかかってくる。なによりも平和の希望は, 国際的な日本再軍備の掛声とともに破れて行く。

教師たちは, その中であって, 平和教育への確信を深めるために努力したが, 子どもたちは, 現実の頹廢と無方向とに抗しきれないまゝに, 行動を歪めて行く。天井へあがってさわぐ子ども, あかがねブームで, アカ集めをする子ども, こうした反社会的行動が生み出されたのもこの頃であった。(註25)

教師たちは, それでもなお, 秩序を外側から強制することによって, そのような生徒たちの行動を規制しよとはしなかった。それは多くの学校で, この頃からとくに急速にとられた方法であっ

た。しかし, 教師の外的な規制力によって, 子どもたちははたして, その行動を変えたらうか。たしかに変えた子どももあつたらう。しかし, それは, 制裁や世評を恐れてのことであつた。旭中でさえも望ましくない行動をする生徒に対して, 5段階評価で1をつけるとおどかした一教師に対して, そういうことをいわないでくれといった子どもに1がついたという事実も語られている。また生徒をなぐる教師もあつた。またその行動を変えることのできない子どもたちも多かつた。世の中学生たちの不良化について, 学校教育だけに責めを帰するのは, 甚だしいあやまりであるが, しかし, 学校が外見の責任をとるために, 見えるところで規制するという本質的には無責任な方法はじつはほとんど効力がないとさえいえるであらう。

旭中では, やはり, 生徒たちの集団的な自己規制を徹底して行く方法が執拗なほどに追求されている。秩序を上から強制しないということは放任ではない。むしろ, そこには教師の指導力が, 生徒たちには見えない仕方強く貫徹して行く。教師の指導力が, 生徒にとって自ら成長したという意識を生むという仕方強く貫徹していくというのは一つの矛盾である。しかし, この矛盾は, 生徒に抵抗力(それは自主的意識の根原である。自己という意識はなにものかへの抵抗から生れるのだから)を育てるという事の中にその理解のかぎを秘めている。

この年の第7回, 生徒大会には生徒たちは自由参加にはかわりはなかつたが, 放課後は疲れているし暑くて健康に悪いというような理由で, 午前授業をそれに当てるように要求した。しかし顧問の教師は不許可の方針をとって, 生徒代表と団体交渉を行った。生徒側の意欲は弱く, 要求の貫徹が不可能になった時に, 校長がむしろ生徒側を助けて, 漸く許可された。

10月の職員会議では, ショート・タイム・ホーム・ルームの時間を廃止することをきめている。生徒の多くは, この活用に無関心であつた。生徒会長(女子)は「ある日の中央委員会で『学年別朝礼はH・Rの時間を使う価値がないからやめてほしい』と決議された。そんなに皆がH・Rを大

に思うならば、中央委員会において、ある先生から『15分のH・Rはなくなるかも知れない』と聞かれ時、何故各委員は沈黙していたのだろうか。『中央委員は無責任！』そうかもしれない。しかし、そういう中央委員を選んだ皆に責任はないだろうか。」と訴えている。しかしそのような警告もむなしく、結局教師側から「あたえられた自由」の時間が、担任の説教の時間になったり、伝言・注意・調査など生徒の自主的活動以外に使われることが多かったので、廃止されてしまった。このために、その直後の生徒会で、はじめて自由を失ったことに気づいて、その復活が議題にのぼった。(註26)

教師たち自身の嵐の中の活動は、この年の破防と反対に集中されている。京都市では、学生、一役労働組合、京教組、大学教授団などの各団体が激しい反対闘争を展開した。旭中の教師たちももちろんその闘争に参加している。その経験は、まづまず教師たちに生徒の温室育ちを憂えさせたように見える。旭ヶ丘中学校から高校に進んだ一生徒が、教師を信頼して、何ごとも打ちあけて話をしたところ、その教師がかえって、そのことを校長に告げたために、その生徒が困難な事態に立たされたという事実があった。これらのことは、旭中の教師たちに、真実を、子どもたちが学ぶということは、単に平面的な学習ではなく、虚偽につき当たり、虚偽を打ち破るという抵抗を通してなのだという認識へと進ませている。

このような認識に支えられた指導の一つの高まりが、「生徒会保護法案」の示唆となって現われている。

生徒会顧問の教師は、9月に「生徒会保護法案」なるものを、生徒会の企画委員会に提示してそれについて審議するように助言した。「生徒会保護法案」は、「まえがき」及び本条9条からなっている。「まえがき」は「企画委員はすぐにこれを全会員に発表し、中央委員会は、しんげんに討議することをすすめる。もし、この法律すら無関心で採決されるようであれば、生徒会はほろび行くだけであろう。」といている。しかし、その本文の各条は、「生徒会を守りそだてるものであって」(第1条)といいながら、顧問の権限を不当に強

化し、顧問の任命する権察委員会をして、警告、注意、罰を、役員や委員に与えることができる条項を含んでいる。(註27)

この法案は中央委員会では、修正可決された。しかし、そののち、各ホーム・ルームで教師の指導のもとに、討議が続けられ、教師たちも、それが生徒会の自主性を失わせるものであることを、暗々裡に気づかせるように指導し、結局生徒大会では圧倒的多数で、修正案も否決された。

このような指導には、問題がたしかに存在する。それは一般的な面で評価することはできない。条件がちがひ、目的が異なる場合には、このような指導はそのまま適用するのは危険をとまらぬ。教師と生徒の信頼の深さや教師の愛情の深さや、生徒の成長の度合いやさらに、全教師の間の理解の一致の度が、それに影響するからである。しかし、一般的にいて、このようないわば衝戟を与えることによって、自主性を目ざましめるといふ教育の方法は、多くの問題をはらんでいることは否定しがたい。

## (2) 父兄の生活

27年は、皇太子の立太式をひかえて新聞は大々的に、また度重ねて皇太子の記事を取りあげて行った。育友会の役員たちは立太子式を記念して、植樹事業を行う計画を立てて、校長もそれに賛成した。しかし教師たちは、このような感覚をもたなかった。新しい時代にそのような感覚でことを行う育友会の役員たちに、むしろ驚きを感じたといわれている。

もともと、前にものべたように、育友会は、役員の育友会であり、その役員たちは、一般にそうであるように、なんらかの意味で、有力者の階層に属する人々であった。教師たちは、そのような育友会には次第に無関心になって行った。とくに小中学校教師たちを下目に見る都市の有力者の階層に対して自主性の強い教師たちは、むしろ反撥を感じていたようである。このような状況の中で、植樹事業は、すでに予算も決定されていたことも理由の一つになって、否決されたが、父兄の一部が教師たちと争うというような対立の萌芽は、この問題によって生じたともいえよう。さらに育友会の一部の人たちの企画で、非教育的な映画の観

賞会をやることになっていたのを教師の反対で中止したことも、そのような人々との疎隔を深めた原因の一つになった。

積極的教師たちにとって、このような父兄は、いわば度し難いものと見られていた。一方、学校へも来ない生活に追われている父兄たちは、教育に理解のない人々として、これまた無縁の存在のように思われていた。もちろん当時までも、家庭訪問も行われていたろうし、貧困家庭の子どもたちに対する深い配慮はなされていた。ある教師は、長期欠席の子どもの家庭をたずねて、その時の状景を学級文集に、他の生徒の文章といっしょにのせて、生徒たちに、同級生の真実の姿を伝えている。(註28)しかしそこには、父兄に対する真の理解と、父兄の真実の要求を汲み上げて父兄とともに教育を進めるという意識はまだ十分な成長を見ていなかった。学校はもちろん公教育機関として大衆のためのものである。この原則は、はじめから旭中の教育を貫ぬいてはいたが、それが具体的な意識の問題となるのには、なお教師の経験の成熟と問題意識の深化とを要したのである。

はじめにも触れたように、旭中の校下は、戸数約7,000、職業は賃職の西陣労働者が約 $\frac{1}{3}$ 、中小工農業者約 $\frac{1}{3}$ 、サラリーマン・自由業者が $\frac{1}{3}$ という分布になっているといわれている。われわれの調査も大体それを実証したように思われる。(註29)そしてこの学校の生徒および父兄の生活にとって、西陣の機業は、きわめて本質的な連関をもっていることを注意しなければならない。

西陣機業は、戦時中は昭和15年の7・7禁令によって大きな打撃を受けている。奢侈品製造禁止令によって、企業転換を余儀なくされるもの、徴用令によって、軍需工場に移されたものが多かった。旭中の生徒の一人は、その父親が戦時中にその職を軍需工場に徴用されて働きにいったと語っているし、積極的な一教師(山本正行教諭)の家庭もまた戦時中に企業を中止して没落した西陣織元であった。(註30)終戦と同時に、繊維製品の極度の不足から、西陣の機業も立ち上った。安ビロードなどを織りながら、一時は「ガチャ万」景気をうたわれた。先程の生徒も、自分の家はその時代に織機をもとめて、自前にな

ったと語っている。

しかし、昭和24・5年には、税金に苦しめられ、洛北地区には、「京都生活を守る会」の最も強力な「洛北生活を守る会」が織元や商店街の人々を中核に結成され、税金斗争を展開した。その後、税制改革が行われたのと、階層の分化が進むにつれて、26年ごろには、この組織は衰微してしまった。前にものべたように、旭ヶ丘中学校の育友会が、はじめのころ、それほど積極的ではなく、学校の民主的成長の障害にならなかったのも、そうした地域的背景を考えるといっそうよく理解される。しかし、27年ごろから、立太子植樹問題にも現われたように、漸く自由な学校に育友会の有力者が対立する傾向を示しはじめたのには、地域のそうした条件の変化が影響していると見ることができる。

一方、地域の一般大衆、西陣の労働者や小織元たちは、輸出の不振と国内購買力の低下による事業の不振と、低賃金によって貧窮の一路を辿った。とくに政府の大企業中心の政策は、中小企業を資金面によって圧迫し、没落させて行った。昭和25年には、西陣の中心地を校下とする嘉楽中学校では、出席率は京都市最悪の79%を示し、中には一度も学校へきたことのない生徒があったということである。(註31)

朝鮮戦争のブームも、元来平和産業である西陣機業をうるおすことはなかった。そしてその後のMSA再軍備政策によるデフレの進行は、さらに、西陣の中小織元を圧迫し、西陣労働者を、休機(きうばた)や賃金切下げや失業におとし入れている。生徒たちが、家庭で家内労働を手伝うのは、従前の通りだが、アルバイトとして新聞配達や立売りをやるものも次第に増加している。生徒は労働者であった。

良心的な教師が貧しい子どもたちに、暖い配慮をして来たのは、ずっと以前からである。「金のかゝらない学校」を立て前にして来たのも、教師の良心と愛情によるものと解されよう。

27年の11月には、旭丘新聞(第27号)に「私は行けなかった」という修学旅行不参加者の手記がのっている。生徒たちが、このような問題を意識的にとりあげているのは、一人の悩みをみんなのものにするという成長を現わしている。それに対

て、教師は、同じ紙面で意見をのべている。貧乏は恥ではありません。なまけることははずしいことですが、働いても働いても貧乏であることや、働こうにも仕事がないこと、働こうにもき手がないことなどは決して恥ではありません。」これに加えて、その文章は、次のようにしている、

自分の境遇を恥かしながら、卒直に話せるように努力すること。

いつもみんなの力で助け合うことを忘れないこと。

私たちは何のために勉強し、何のために働くかということをはっきり考えること。

なんでも、その原因をひろく考え、あきらめてしまわずに解決の道をさがすこと。

西陣機業は、全体としては決して大企業を含まず、中でも大きいといわれるものも、300至500の織機をもっているにすぎない。23年の調査によっても織物業者3,000戸のうち88%までが機械所有数5台以下である。西陣織物はその性質上、工程においても複雑であり、織物の種類による工程部門も分化している。そしてそれが企業全体をいれ細化しているが、その詳しいことはここでは触れない。全体として、西陣機業が中小企業であるという性格と、複雑な工程関係および経済的な支配関係が存在していることに触れておきたい。(註32)

大きく分けるとその階層は農村における地主・自作・小作・農業労働者というのに似た分化をしている。織元・自前屋・賃機屋(ちんぱた)(織元から織機、原料を一切借りて、自宅で製品をつくる)、織元におさめる賃加工労働者)、織手(織元工場ではたらく労働者)である。

また資金や原料関係、製品の納め方にいろいろ複雑な従属の仕方があるが、ここでは触れない。織元と織手との関係には、多分に親方・子方的な身分観念が支配していて、一般に、封建的と呼ばれる行動様式が強いといわれている。また一般京都市民は、伝統的に主として織手の人々にたいして差別的な観念を抱いている。うすぐらい家の中で、朝7時ごろから、夜11時、12時まで織機で働く人々が、(自前と云わず、賃機といわず、織手

といわず)あの全国の百貨店の陳列棚や、京都の四条通りの外人土産店の店頭を飾っているきらびやかな西陣織を生産しているという事実を忘れてはならない。しかし、この古い機業の中に、昭和21年には、西陣労働組合が結成され、さらに23年にはここから分離して、京都繊維労働組合が生まれた。この封建的といわれる人々の間に、賃下げ、休機(失業)、に対抗して生活の擁護のために立ち上る機運は当時のデフレ下の悲境にあって再び強くなっていた。小織元が倒かいする危機に面し、織元ぐるみ労働者たちが、問屋や原料店に対抗し、また自治体に対して、融資を要求する方向に団結するようになって来た。西陣の人々が、平和を欲し、平和産業の復興を欲し、中国との貿易に望みを託しているのはその生活から切実にじみ出る希望であるともいえよう。

教師たちが、民主主義の原則を貫ぬき平和のための教育を追求し、万人のための公教育を推しすすめようとし、「金のかゝらぬ学校」を守ろうとし、貧しさのために劣等感をいただく子どもたちを勇気づけるようとする時、この教師の努力を支える基盤がどこに求められようとするかは、以上のことからかなり明瞭に看取されるであろう。少くとも26年ごろまでは、教師たちは、父兄に対して、個々に接触をもったことはあったけれども、なお、一般に、父兄とは原則的な理解と提携をもとうとはしていなかった。むしろいわゆる育友会の有力者たちとは接触を次第に避けるようになり、その圧力を無視しようとして来た。しかし、かって24年に文部省がいったように「新制中学校および新制高等学校は、その教育を学校の所在する地域社会の生活に密接に関連させ、地域社会の中心としての機能をもたなければならない」(「望ましい運営の方針」21頁)としても、これが具体的にどのような地域の人々の問題や要求と結びつき、どのようにそれを解決する方向に進むべきかということになれば、学校は本質的にきわめて大きな問題に当面しないわけにはいかない。ことに都会地では、一学校の通学区内において、いろいろの利害が相違し対立している。父兄たちはいろいろの階層に属しながら、それぞれ父兄としては、子どもの幸福を願っている。しかも、その願

いはその方向において、意識するとしなにかかわらず、異ならざるを得ない。

旭中の教師たちが、「万人のための中学校」を原則通りに追求した時、それは伝統的な観念とはちがって、父兄や地域の大量、すなわち、従来は学校に対して積極的な関心をもたず、もつことも許されない、そして伝統的には、学校もそれを当然と考えていた多数のそして働く貧しい階層の人々のための学校という思想に到達しないわけにはいかなかった。これは教育の民主主義の原則から良心的な教師の必然的に到達したところだった。ニューヨーク大学のブラメルド教授はいつている。

「教育が、対立的性格をもっている諸問題に、もちろんそれだけというわけではないが、今までよりはずっと広汎にそれにかかわりをもつようになるのは、労働（階級）自身の関心なのである。一般的無償教育をもはや味方とは考えず敵とみなしている強力な少数者によって主張されている厳しい（教育）予算縮限に対立するところに労働（階級）の利益がある。」（ブラメルド「教育における手段と目的」101頁）

旭ヶ丘中学校が、「金のかからない」学校から進んで公費による学校建築の要求の立場にはっきりと立った時、ブラメルド教授のいう「正当化される党派性(パーティシパティ)」に到達したといわれるであろう。すなわち、労働側に立つこと、国民の多数者の側に立って、公教育を考えることに到達したといえることができる。そうでなければ、好もうが好むまいが、けっきょく、権力に従属する教育を無意識のうちに推し進めていることになる。

### (3) 人権問題

27年の12月に旭中の生徒は、さらに社会の現実と直面した。12月22日に、3年1組の6人の生徒から、新聞部に次のような投書があった。

「12月19日（金）僕達6人は学校の帰りに考えものをして歩いていた。ちょうど6間通りの旧大宮の所にある公衆電話の所でT君は『自転車にもハンドルがなかったらどうなると思う』と云い出したので、みんながいろんな面白いことを云って笑っていた。その時に問題の巡査が向うからやってきた。その時僕等は誰が何を云ったか記憶が無い

が笑っていたことはたしかである。そしてその巡査とすれ違って2、3歩あるいたかと思うと『オイ、』と大きな声でとめられた。なんだろうとふり向くとその巡査がこわい顔をしてこちらを向いて居られる。『なんですか』ときいた。『なんですかとはなんだ。なんでわしの顔を見て笑った。』と僕達に食ってかかって来た。僕達は勿論その場で弁解したが全然うけつけてくれず、FとUには『お前なんで私の顔を見た。何でワシを見てセキをした。』とつめよって来た。

FとUにしてみれば全然おぼえのないことであって返答にまごまごしているとTが『僕らはたゞ笑っただけでセキなどしたおぼえありません』と答えた。『何で笑った』『自転車の話をしていたんです』『自転車がなんだ。全部で6人か？ ヨン派出所までこい』まわりには沢山の人が見に来ている。何のために交番所まで行かなくてはならぬのか？行く道でもUとFとは全然しゃべらしてはくれず、少しでも歩く速度をゆるくしたならば後にいる巡査がこずき、ぐいぐいUの背中をおし、全然4人をいっしょに歩かせてくれなんだ。これではまるで犯人あつかいである。人権じゅうりんである。だいたい人を呼び止める時にオイとはなんだ。人をオイとは、その相手の人をブジョクしていることになる。派出所へ行ってからもUとFとは別の室に入れられてしまった。『君らは巡査をなめている。』『なめていません』『ではなんで人の顔を見て笑ったのだ』『巡査の顔を見て笑った訳ではない』と問答している時に別の巡査がパトロールから帰ってきた。『どうしたんや』『これこれや』『よし、こんどは俺がしばってやる』と云いなんて悪いこともせんのにしぼられんやと思った。この時に、このような質問をしたら僕の顔にパンチの花が咲いていると思った。このくらい巡査の態度はきびしかった。僕らは最後までひけをとらなかったが、国民の生活安全を保護する巡査がこのような状態にあることを非常に残念に思う。ポリと呼ばれておこるならば、呼ばれぬような態度をとればよいと思う。巡査と云う権力を笠にきて罪なきものを罪にするのが民主警察だろうか？巡査とて3ノ1の男子はこわくない。堂々と言論で勝負してやる。旭中の生徒諸君は、たとえ

生でも、親などでも、ポリでも正しいと思ったとはとんとんつっこんでやれ。言論の自由だ！

3年1組（6名の署名）

ちょうど12月10日は、世界人権宣言4周年記念であった。そしてそのあと、12月24日の旭丘新聞の第29号の論説に、1年の生徒が「人権デーに『んで』という文章を書いている。それは人権宣言記念日の直後、ある2年の生徒が、学校の排水工事について、論評を加えたものであった。先生もろん2年生に説諭をしたが、投書した生徒は「日本の憲法、いや世界の国々のどこの国の憲法にもある『人間はいかなる者でも平等である』と『等々とかかかれている言葉のように人間は常に『等でなければならぬ。天皇も、労働者も、会社員も、商売人も皆同じ人間なのである。このように人権ようごが強く叫ばれていて、その4周年記念の翌日にこの旭ヶ丘中学校からそのような事件が起ったのは大変残念である。又次の平和日本を建設しなければならない様な中学生から出たのは非常に残念である」と訴えている。

投書はちょうどそのような事件の直後であった。新聞部の2名の生徒は「投書だけでは一方的だと思って」（旭丘新聞号外27・12・24）直ちに3日に大徳寺派出所に調査に行き事情をたしかめ、その午後証人の生徒と教師5名で座談会を開いた。号外によれば100余名の傍聴者——恐らく生徒たち——があったと書かれている。さらに各ホームはこの問題を討論し、続いて臨時生徒大会が開かれた。教師たちは、はじめ警察を相手とすることの重大性を感じて動揺したが、職員会で討論を重ね、けっきょく生徒の主張の正しさを認めて校長名で事実調査依頼を上鴨署長に申し入れた。

その結果、署長が26日に来校して、警官が「補導の方法を誤った」という点で一応陳謝した。さらにこの事件は、越えて28年の1月19日の京都市会でも問題になり、その際は一議員の質問に答えて、公安委員長は「どちらに非があるかわからない」という答弁をした。署長は一応非を認めて陳謝しながら公安委員長はこれをけんか両成敗と断じたのである。これに対して一商業新聞は、「こうなると明らかに警察などというところは好い加

減なことしかいはぬところとしか思えなくなる」といっている。

生徒たちは、署長の「補導の方法を誤った」という謝罪の仕方に対して納得しなかった。一女生徒は「警察署長さんは『補導の道をあやまった』といわれました。これはどういう意味なのでしょう。補導しなくてもよかったです。しかし、それをしただけだというのでしょうか。そうだとしたら人権じゅうりんとうちがうのでしょうか。」

（人権問題特別号・28・2・27）と書いている。新聞部の生徒たちは、この間に、号外を4回、人権問題特別号を出しているし、第30号と31号でもこの問題を扱っている。臨時生徒大会、保護者との座談会、ホーム・ルームでの討論と、この問題について活発な活動を続けている。

ここで特徴的なことは、旭中の生徒が、はっきりした判断を下し、しかもそれをゆずらない態度を貫いた点である。近くの加茂川中学校の学校新聞が「大人であり公務員である警官をおこらせた生徒云々」と書いていることについて「大人であろうが公務員であろうがそんな事には関係ないと思う」といい、さらに別の生徒は、同じ加茂川中学校の新聞が「上鴨署長と学校長の間で結末をつけた事を知りよそごとながら安心した」と書いているのに対して「私はその2人の話し合いによって事がすんだとは思っていない」と批判している。（人権問題特集号より）

はじめ投書した生徒たちは、中にはのちに、軟化したものも出てきた。恐らく家庭などから影響を受けたのであろう。しかし生徒会は、どこまでもそれを問題にし、ついに学校からの事実調査の申し入れとなり、校長と署長との話し合いとなったのだが、生徒たちは決して満足な解決とは考えていなかった。そして、警察というものの権力的性格についてある種の理解をもつようになったともいえよう。

保護者たちももちろん憂慮した。しかし育友会の役員の人たちの中には、事が対警察の事件なので「穏便に」はからい、うやむやにしようとする人々があった。しかし保護者の中で、強く生徒の態度を支持し、どこまでもはっきりと問題を解決しようとする人々があった。そして、そのような

人々は、かえって今までは、育友会などに関係をもとうとしなかった人々であった。

これらの人々は、小学校の育友会が「服装の陳列場」であることに失望してこれに希望を持たなかったし、教員というものを、貧しい子どもたちはあまり可愛がらず、上の人にはペコペコする卑屈な人間、いいかえれば、権力の末端を代表する人間と見なしている人々であった。

旭中の積極的な教師たちは、直接にそのような人々に接触することは容易にできなかった。その頃は、なお、旭中の平和教育を理解して、これを支持する知識階級の父兄を求めていた。しかし、次第に、家庭訪問や問題のおこった時に、ともに語り合い理解し合う過程を通じて、勤労階級の人々が、最も強く、最も熱心に旭中の教育の方向を支持する人々であることが確信されるようになった。そうして、そのような父兄と教師たちの間に、育友会の民主化の問題が日程にのぼるようになっていった。

#### (4) 生徒の悩み

教師は、生徒の指導には絶えず積極的な努力を続けていた。26年の学年末の第4回卒業式には、明治以来定型になっていた「右総代某」とよばれて総代が一括して卒業証書を受け取るやり方を廃止してしまった。校長は、ひとりひとりの卒業生に、みずから証書を手渡していった。そこには「総代」の名誉もなく、すべてがひとしく、卒業の喜びを感じ取る教師の工夫が活かされていた。こうした教師の努力は、教科の学習の指導にもそそがれていた。教師たちは、学校の学習は、教科の学習だけがたいせつなのではなく、ホーム・ルームやクラブ活動やそして生徒会活動が、大切な学習であることを生徒たちにも語り、また父兄にもそれを説いていた。それは自主的な、責任のある行動をとる、そして自由でしかも集団的協力の習性を身につけた市民を育てる学習と考えられてきた。大衆討議が指導され、安易な多数決主義を克服して、正しい結論を見出し、それにもとづいて行動を定めて行く、そういう訓練を特別教育活動の指導に見出してきた。

では、教科の指導はなおざりにされてきたのであろうか。はじめにも触れたように、旭中の教師

たちは、いわゆる「新教育」にはあまり従順ではなかったようである。学校全体としてのカリキュラム案なるものもつくらなかった。26年度には、市教委から輪番で受けもつ研究会当番校に当り、校長会で校長がそれを引き受けてきた。しかし教師たちはその条件として、とくべつの金をかけないこと、いわゆる形式的な研究授業をやらないことを条件に、これを引受けた。指導主事が指導に来校した時、教師たちはかなりつっこんだ討論をしたらしい。その後、指導主事はしばらくは来校しなかったといわれている。研究発表会当日は「平和教育の問題」について参会者が討論を行ったという風がわりなやり方をとっている。これによって市教委の指導課は、「旭中は変っている」という印象をもったといわれている。(市教委側より)

新教育に従順でなかったということは、その技術主義に対して、一つには現実の条件(校舎の在り方、設備の不十分、はじめのころは机さえも備わらず生徒は床にすわって授業を受けていた)と余りにもかけはなれた方法論に不信をいだいたこと、もう一つは、教師の自主性が強く、生徒の現実の要求に応じようとする独自の努力を貫ぬこうとしたことによるように思われる。

学力については、はじめのころからみっしりつけて行こうという考えが支配していた。義務教育を終えて、現実の社会に生活して行く国民にとって必要な学力および能力という考えが期せずして、抱かれていたように思われる。

しかし、生徒たちが、自分の成績評点をよくするために勉強するというような利己主義に陥ることに対しては、教師の中にはこれを徹底的に批判し、その傾向を克服しようとした人々があった。考査のために質問をしたり、勉強をしたりする生徒の態度は決して賞讃されなかった。実力を養うということは、正しく生き幸福な社会をつくりあげて行く能力を育てることと考えられていたし、そのための勉強、これが教師の指導の方向であった。

これは「遊びざかり」の子どもたちにとって、果してどれだけ理解されたであろうか。ある卒業生の母はその子息が、旭中の時代に、友人たちのためをはかって自分のことをそのあとに考えたと

う息子の行動に喜びを訴えながら、勉強に欲がないという点を「心配なこと」として語っている（筆者への書簡による）（註33）

このような勉強への指導は、繰り返えし、繰り返えし、なされていた。しかし、生徒がそれを理解することは、その成長に待たなくてはならない。教師が「勉強が権力的に強制されると、それこそ反抗するのは当然だけど、勉強の目的がはっきりわかれば、義務的なものでなく自分たちの権利として自主的にやれるはずです。」（註34）と考えるけれども、はたして生徒がその目的をはっきりとらえることが、この年令で、どれだけ可能であらうか。3年の終りに、卒業をひかえて、ある生徒は、勉強より遊びの方がおもしろいのは、「私たちが本当の勉強というものをはっきりと理解していないからだ」といい、また「先生の話を通じて、前記のように、本当の勉強というものをはっきり理解していなかったことが、少しずつわかって来たようだ。こんなことを考えていると、本当の勉強がしなくなった。」（註35）ともいっている。ここには具体的には本当の勉強の内容はのべられていない。しかし、多くの教師が「よき社会人になるために」という目的を生徒に理解させようと努めてきたことはたしかであろう。

ここで、学習と希望という問題にぶつかる。教師たちは、日本の現実、そして身近かには、西陣機業に現われている絶望的な不況の現実、そして見たちやそれとつらなる生徒たちの生活の現実、それと生徒たちの希望とをどのように対置し、どのように結びつけるかという問題に取り組むようになったのではなからうか。平和な日本の社会をつくるのが「よい社会人」の理想であるということはわかっている。しかし、一部の家庭の子どもたちを除いて、かれらが、自己の家の暮しの苦しさ、貧しさ、そしてその上に前途の見通しの暗さを中学生として、親たちの会話や行動から知らぬわけではない。そしてそのことは1年生担任の教師の文集に如実に現われている。（註36）

教師たちは、そのような子どもたちのために、学校を楽園にすることに努力した。しかし、その楽園は、現在の家での現実の暗さからの逃避の場所となる恐れは十分あった。ある子どもは、「う

ちにいるのはしんどい」といっている。教師たちに守られて、かれらはのびのびとホーム・ルームで運動場で活躍した。しかし学習となれば、青年前期のかれらにとって、なんのための学習かという目的意識を必要とする。小学生の子どものように、対象への一時的な興味を引きおこすだけでは十分に継続的な学習の意欲は生まれない。

進学のための勉強という発条はたしかに存在した。しかし生徒たちは、それだけでは内面的な学習の意欲を持ち続けることはできない。絶えず親たちから勉強せいといわれ、教師から、そんなことでは高校へ入れんといわれながら、生徒たちはそこから逃避しようとしている。ある教師は成績表で学習を刺戟しようとするが、このような現実の中では、それは本質的な効果には乏しい。

一方教師たちは、進学のための補習教育を否定して来た。また損得という利己的観念を克服して、長期に互る希望と結びつけて、自己と社会の幸福のための学習の意味をとらえさせようと努力しているように見える。しかし、地域と家との現実、ふつうの意味の生活の改善の余地を見出させない。いいかえれば日常的な改善という観念はこの地域の社会の現実に対しては全く無力である。西陣機業の中で、生活の向上や前途の見通しを見出すことは現在の政策の継続するかぎり全く不可能である。さらに上級学校に進学する小市民階層の生徒たちにとっても、利己的な成功をみざす学習が本質的な意欲には支えられないことをも基本的認識は明らかにする。

西陣の小織元や労働者たちの組合が苦闘するそのみざすところが、また子どもたちの希望とならなければ真の希望は生まれない現実である。いいかえればかれらは平和産業を、正常な国際関係における貿易の増大を、そしてそれを保障するような社会の出現をその希望とする。

教師たちがその学習指導の中から到達したのも、このようなところではなかったかと思われる。もとより、これは大きな困難な問題を孕んでいる。そしてこれを日常の学習指導に具体化する仕事は、決して簡単には達せられない。じじつ旭中教育が、その具体化において成功したといいつけるにはまだ時が必要であった。

その目ざすところは、生産労働に携わる国民の多数を占める人々、戦争のために夫を失い、働き手を失った婦人たちをも含めた、国民の多数が、自らの共通の体験と願いを1つにすることを基盤としてその幸福に役立つ教育を打ち立てることだからである。

#### (5) 教師と生徒と父兄

28年の2月、人権問題の直後に、従来の生徒会顧問の教師は、総辞職を行っている。4年間、生徒会を鍛えあげ育てあげて来た顧問教師たちは、生徒たちの自主的な成長を信じて、かえって、自分たちの保護的な存在を取り除くことによって、生徒会の自主的な発展を望んでした行動であった。これをきいた生徒たちは反対したけれども、顧問交替は実現した。

人権問題は、旭ヶ丘中学校に大きな変化をもたらした。教師たちは動揺の中から、さまざまな教訓を学びとった。(註37) 生徒たちも成長した。しかし、旭ヶ丘中学校に対して、アカという風評が強められたのもこの事件によってであった。生徒たちは交通違反というような事件で、しばしば警官の監視をきびしく受けるようになったと生徒たちは知っている。(註38) 一方では、「穏便」に事をはかろうとした育友会の有力者たちは、教師たちの行動を非難した。そして、教師たちは、かれらの教育を理解してくれる進歩的な知識階級の父兄を探し求め、それらの人々とともにその教育を守ろうとした。

このような状況の中で、生徒会顧問の一人であった寺島教諭に対して、校区の中から、いろいろの風評が広まり、圧迫が加えられていった。同教諭に対しては現在ではあらゆる階層の人々が、すぐれた熱心な教師だという点で一致した意見をのべているが、旭ヶ丘中学校における最も活動的な人のひとりであった。また、その性格は、妥協を許さぬ卒直さをもち、いわゆる「奇行」の持主でもあった。同教諭に対する転任の要求は、校長を通じて行われ、校長もその実現を見ないなら、自分が止めるという決意まで示したが、討論の末ついに、全教員がその転任に反対し、校長をも含めて、市教委に留任を願い出て、28年3月同教諭の問題は解決した。

このような事態に続いて、旭中の教師は、今まで慣例になっていた卒業生の父兄からの謝恩の寄附金を辞退することを申し合わせた。しかしすでにそれを校長は受けとっていたため、処置に窮して、ついに建設予定の体育館の建設費用の一部に使用することで解決した。このこともまた父兄の一部の人たちの感情を刺戟したことは推察されるであろう。

この年の3月に北小路教諭は、教頭に当選している。同教諭は、26年度および27年に、京都中学校教組の副委員長であったが、28年度には同時に委員長に就任することになった。前教頭は、北小路教諭の教頭立候補をきき、候補を辞退したと伝えられている。

新学期になり、旭中はその教育の方針の案を作成し、さらに生徒補導係の教師を専任して、各ホーム・ルーム教師と連絡して、生活指導の責任を持ち、生徒会と教師の生活指導とは、はっきり切り離された。ホーム・ルームはこのようにして生活指導の役割を濃厚にした。しかしそれは集団教育的な生活指導という立て前をとることにし、生徒会は、純粹に、自主的集団活動の場となった。

このような態勢をととのえている時、旭中は新学期の冒頭に不幸な事件に見舞われた。4月29日天皇誕生日の夕方、学校の校舎の一部から発火し、10教室が失われた。出火のサイレンとともに、生徒や卒業生がかけつけ、椅子や机や図書のほとんどすべてを運び出した。教師たちが多忙をきわめている間に、生徒たちは自主的に焼けあとのかたづけに懸命に努力し、復旧の仕事をさえもやっている。新聞部によって出された号外には、

「一夜明けた30日夜来の雨の中を、上級生は焼跡、教室の整理に勤め、悲惨な現場もみるみるうちにかたづけられてゆく、一方男子は、こわれた机やいすの修理にもはげんでいる。

これらの事は、すべて自主的な行動であり、先生方も大変喜ばれ、早速電話で、この事を本号外にいれるよう印刷所まで速報された。」

「まだいやな臭いが旭丘を流れている。星影は全くない。校舎の黒い骨から、水が雨のように流れる。午後10時、同窓会会長以下、数人の卒業生が、附近から、又遠くからかけつけ一生懸命母校

のために、後かたづけをしていたのに対して、先方も涙を流して、喜んでおられた。」

書かれている(註39)この自主的集団的な協力姿勢は旭ヶ丘中学校の教育の成果を物語るものであろう。

この出火の原因は「漏電」ということになったが、けっきょくつきとめられていない。この出火に関してもある新聞は生徒たちの失火ではないかを書いたし、教師たちに不利な風評も伝えられた。ちょうど組合の班会議があり、活動的な教師が関わったという事実も、その風評に含まれていた。しかし常識で考えて、学校と生徒たちを愛する教師たちに疑いをかけることの愚かさは明瞭であろう。ともかくも、原因調査は打ち切られ、復旧対策が残された。

30日には復旧に関して、緊急区民大会、続いて第2回の区民大会が開かれた。生徒たちも、数多く、親たちとともにそこに出席し、そこで「校舎建築対策委員会」の結成が決議された。この委員会は、教員代表、父兄代表、生徒代表、区民代表の4者からなるものであった。問題は、復旧工事の予算であった。父兄の中には寄附金で鉄筋コンクリートを建てよという意見もあったが、教師および多くの父兄の反対で、寄附でなく、あくまで、公費で、しかも不燃性の建物を要求することになった。

ここで、かつてのストーブ問題が顧みられた。ストーブは、校舎が燃えやすい材料と構造であったために入れることができなかったことがわかった。焼けあとを見ると、防火壁は天井から上は、筒抜けで上から火がまわってしまったのである。ここでは市教委がストーブを入れることを好まないはずだという認識が教師にも生徒にももたれ、不燃性建築に対する要求は同時に、当局に対してこの義務を果させようとする要求へと発展した。

寄附で早く、と考える父兄たちの中には、この寄附拒否に反感をつのらせている人々があった。丘新聞へ生徒の投書した文章は、「こんどの事、あんな風にメチャメチャにして、一体父兄有力者を無視して何が出来ますか。〇〇さんは来年、市会議員に出るので、出来る丈皆さんと協調しよう、云いたい事も控えていたが、今度こそガマン

ならんといっているし、××さんは、ガラス1,300枚のキフを取り下げるそうだし、結局困るのは学校じゃありませんか。何しろ『キフを受取るな…』という教員がいるんですからね。それに父兄の中にキフを出すな、と云っているのがいるそうで、ケンカランことです。」と一父兄がその父親をたずねて話したことを書いている。それに加えて投書は、その父がそのことばに調子を合わせているのに、「そういう父、しかし、私はおぼえている。あの火事の日、もえ上るほのほを2階で見ながら『あゝ、又キフか……』といやそうに言っていた父を」と書かれている。(註40)ここにわれわれは、現実の大人の世界を見詰めて思う子どもの姿を見ないわけにはいかない。

その間に旭中生徒の一部は、はじめてメーデーに参加している。生徒は子どもであるとともに働く労働者の意識を育てていた。じっさいかれらの多くは少年労働者であり、新聞配達にやとわれながら、仲間と団結して給料値上げや共同の利益のために交渉する被傭者でもあった。(註41)

7月1日に校舎復興対策委員会は、市教委に対して第1回の陳情を行った。そこで資料が提出され、それらの資料によって、鉄筋コンクリート(耐震火のため)建築でなければならないことが理屈の上では、教育委員長にも承認されたが、財源の問題で確答は得られなかった。しかし何回かの交渉ののち、対策委員会の要求の鉄筋コンクリート32教室は、市としても市内各学校の建設の順番の予定があるという理由で財源の関係もあり、不可能であるとし、取り敢えず、8教室を鉄筋で来年4月までに建てることを口約した。

この間、父兄・教師・生徒の間には、なぜ学校が建たないか、という検討が進められ、再軍備費と社会保障費・教育費などの民生費との矛盾について検討が発展した。そのことは、一見単純すぎる結論ともいえるが、生活に困窮し、しかも税金の重い負担に苦しむ父兄たちの切実な体験に裏づけられていたものといえよう。そのような口約が教育委員長によってなされたにもかかわらず、工事着手が遅くれているために、夏のころ開かれた区民大会で、一女生徒が、「再軍備のためのお金を教育費にまわせばよい」と演説をした。これをき

いて父兄の一部は、「よく仕込まれている」と非難した。この生徒はすでに卒業しているが、「そんなことは先生からきかなくても、どの新聞にも書いてある。そんなことをいわれてショックにさわる」と語っていた。(面接)

こうした事態の中で、教師たちと、今までの育友会関係者とはちがった層の父兄たち、寄附を欲しない父兄たち、平和を生活のために切実に求めている父兄たちとの間の連りは緊密化した。そしてそのような父兄の存在とその希望とを知った教師たちは改めて家庭訪問の意義を思った。教師の家庭訪問は活発になり、学校に来られない切実な父兄たちの生活を知り、その願いをきこうとした。ためらう教師は2人で組になって訪問をした場合もあった。

そこから学んだことについて一教師は語っている。

「今まで、校費をもってくるのを忘れたと何べんもいう子は、ほんとうに知能の低い忘れっぽい子どもだと思っていた。そしてその母親に1ぺん会った時の印象はボーツとしていて気が抜けているようなので、やはり遺伝的素質なのかと考えた。しかし、よくよく接触してみたら、母の放心状態は切り抜けようのない貧乏の重圧から来ていることがわかった。その子は、校費を毎日母親に泣いてせがんでも出しようがなく、それで忘れたと教師にいつてもわかった。私たちは既成の観念に支配されていた。貧しい人々のことがわかっていづもりでわかっていなかった。」(面接)

こうした経験は、育友会をほんとうに、父兄大衆のものへという動きを発展させ、その役員の人権問題、校舎復興問題で活動した人々が役員に当選した。前の役員たちの中には、「何も私たちは競争してまでこんな面倒なことをしようとは思はない。私たちがやらなければ、やる人がないので、やって来たままで。幸だから辞退する」といって辞退した人々もあった。ここにわれわれは二つの対立する側の「思想」の問題に直面する。

育友会は、こうしてその役員構成要素を変化させた。旧役員も、もちろん残留したけれども、

全体のバランスは、旧役員側の人たちが「育友会の役員は、教師と結びついている」と評価するようなものに変化していたわけである。

ちょうどその頃、朝鮮では3年の戦乱ののちに、休戦調印が行われた。そしてそれは戦争を憂え、平和を欲する人々に勇気と喜びを与えた。旭ヶ丘中学校では市の教育委員市川白紘氏をまねいて、「休戦のお祝いのことば」という講演をきいている。旭丘新聞はその要旨をのせるとともに、2年生のホーム・ルームの討論会の記事をのせている。それによると、よく解らなかつたという感想が多かつた。その時の新聞の論文には「平和産業にきりかえろ」という3年生の文章があるが、内容は抽象的であるけれども、「平和産業」というものを西陣機業と具体的に結びつけて考えると、抽象的な文章のかげにある切実な生徒の希求の感情を理解できないことはない。しかし、市川氏の講演を「よくわからなかつた」という2年生のことばと思ひ合わせると、教育的には重要な問題のあることを考えさせられる。

このような時、旭ヶ丘中学校は綱領をつくることになった。いわば、今までの6年間の歩みを反省し、意識的にその教育の目的をつかむ段階に達したということもできよう。この綱領は、教師と生徒と、そして父兄とが、その共同の意識に立って、つくりあげたものである。

まず、6月に学校の補導係の教師が、綱領草案をつくり、それが新しい育友会の補導部で、父兄とともに案にまとめられ、やがて、その原案が、各ホーム・ルームで生徒たちによって検討された。そして、正式に最後の決定を見たものである。

#### 綱 領 京都市立旭ヶ丘中学校

誰もかれもが力一ぱいのびのびと生きていける社会、自分を大切にすることが人を大切にすることになる社会、だれもかれもが「生れて来てよかった」と思える社会、そういう社会をつくる仕事は私たちの行手に待っている。

その大きな仕事をするため私たちは毎日勉強している。

私たちは次のことがらをいつも忘れず、大きい希望と強い自信とをもち、みんな力をあわせてが

いばって行こう。

・ 祖国を愛しよう

私たちはみんなが幸福になるために、古いしきたりを打ち破り、美しい自然と平和な国土をきづきあげよう。

・ 民族を愛しよう

かくれたかがやかしい民族の歴史を学び、人間の強さと尊さを知り、自由で平和な社会をつくる人になろう。

・ 勤労を愛しよう

責任を重んじ、みんなのためにはたらくことの尊さを知り、いいことを進んで実行しよう。

・ 科学を愛しよう

人間の幸福のための学問を尊敬し、なんでも、なぜ?と考える人になろう。

・ 「仕方がない」を止めよう

自分や友だちを見ずしてしまわず、いつでももっといい方法がないか考え、みんなの力で一つ一つ解決して行こう。

・ しりごみを止めよう

いじけたりかくれたりしないで不正を見のがさず、正しいことをどしどし実行する勇気をもとう。

・ いばるのを止めよう

生徒も先生も、女子も男子も、いばったりおどかしたりこわがったりしないで、親切にあたたかくたすけあって行こう。

・ ひやかしかげぐちをやめよう

おたがいに親切に忠告しあい、よろこんで忠告をきくようにして、かげでこそそそするのをやめよう。

・ ムダをやめよう

時間や資源をムダにすることをやめ、みんなの幸福のため、役立てよう。

「旭ヶ丘中学校の綱領は、このような実践の中から、中国に学び『山びこ学校』に学び、私たちの経験から学んでつくられたものである。」(註42)といわれている。

数年前、「山びこ学校」の文集が出た時、旭丘の女師たちは、図書館に助言して、数冊購入して備えつけ、教師たちは休みの時間などに、それについて討論をした。そして、恐らく、それはかなり

の影響を旭中の教育に及ぼしていたことと思われる。また27年の5月には、映画「山びこ学校」を鑑賞し、生徒たちは、それに感動し、映画の中で先生と生徒とが同じことばを使うのを問題にし、さかんに東北弁をまねしたといわれている。

28年の春には、生徒会では中国から帰還した中学生が、附近の学校にいたのを招いて、座談会をひらいて、その生徒たちから、中国の学校生活に関して、いろいろきいている。その記事が、旭丘新聞に掲載されている。このようなことが、綱領作成の背後にあったのは事実である。しかし、この綱領が数年の旭中の歩みの中から、自覚された目標を表わしているものであることは疑いない。

8月には、地域の民主的市民団体が相よって、洛北民主協議会を結成した。これは同年3月ごろ人権問題のあと地域の人々の間に「憲法を守る会」が出来、これが中心になり、諸団体によって支持されている待風診療所が世話役となって結集されたものである。京都繊維産業労働組合、西陣労働組合、旭ヶ丘保育園、さらに生活を守る会の一部であった商栄企業組合(中位の商人層の人々)などに教組の班が参加している。この洛民協に、育友会の新しい役員、あるいは積極的な支持者が少数参加していることはいうまでもない。

その後、校長を含めて、市教委から3教員に対する退職勧告が行われた。校長は、ひそかに辞意をもらしていたが、教師たちは育友会に訴え、直ちに育友会は洛民協の人たちの協力を得て、3600にのぼる署名をとり、校舎建設運動と併行して、市教委に陳情し、その退職勧告は撤回された。

このような時に、西南日本および遅れて京都山城の水害がおこり、生徒たちは自発的に救済基金募集を行い、街頭に立ちあるいは戸別訪問をして、10万円近くの募金を得た。教師たちに対してむしろ生徒が働きかけたといった方がよいといわれている。1教師は教組の1員として北九州の水害地に救援して経験と認識を深め、生徒たちは、教師をうながして南山城の救援に参加するものもあった。

続いて8月20日に大阪浜甲子園で行われた全関西平和まつりには、ちょうど3年前に、京阪神3都体育大会にカンパによってバスを仕立てて行っ

たようにその経験を生かして、カンパによって、父兄・教師・生徒 180 名が 6 台のバスで参加している。

さらに 9 月 13 日には、洛民協は独自で南山城水害救援のための平和まつりを行い、待鳳小学校講堂に、ひるの部 800、よるの部 700 の人々が集った。蜷川府知事が来校して、講演を行った。ここにもまた小学生も中学生も高等学校生徒も参加している。

一方では校舎の復旧の運動が続けられ、せまい校舎では、生徒たちの日常生活が続けられていった。しかし、こうした活動の一つ一つが、旭ヶ丘中学校の教師に対する風当りを次第に強くしていった。そしてそれが、ついに「事件」へと発火したものとみることができよう。

#### (6) 『事件』

校舎建築への運動は市教委にとっても、当然認めなくてはならない要求に根差しており、それを拒否する理由もなく、口約がなされたにもかかわらず、窮極的には政府の財政政策に帰因する地方財政、とくに京都市財政の貧困化によって、とうてい口約を果し得ない状況にあった。(事実、事件後 29 年 9 月に漸く完成した 8 教室は、鉄筋コンクリートではなく、木造モルタルで、この完成も半年近く遅れている)。(註 43) 強硬ではあるが、筋の通った陳情が市教委をいらだたせ、「おとなしくしていれば、早く立つ」ということばが市教委側からも出され、それを 1 部父兄も口にするようになったのは注意すべきである。

こうした事情のもとに、育友会からも遊離した父兄層、かつては発言権をもっていた階層の人々の間には、不満が高められていった。旭中の平和教育を行きすぎであるといい、生徒の自由な表現活動(旭丘新聞など)や行動(平和祭参加など)

(註 44) を教師の教唆と非難し、補習授業を拒否する教師の教育態度を学力不振の原因として責めるという傾向が表面化してきた。しかし、育友会の間で、それがどれだけ問題として研究されたか、あるいは個々の教師や校長に対して、どれだけ事前に話し合われたか、それは疑問としなければならぬ。

28 年 11 月 23 日ごろ、市庁舎で、京都市長高山氏

を囲んで、『20日会』という市政協力のための婦人の集いがひらかれている。これは月の 20 日に定例会をもつ、いわゆる上層インテリ層の婦人の団体といわれている。11 月の定例会には、市の教育長・教育委員長も出席し、教育について話し合う会と予定されていた。それを伝えきいた旭中校下の紫竹・待鳳・鳳徳・鷹ヶ峰の、各小学校時代にはその PTA の役員をしていた婦人たちが、20 日てに出席し、こもこも旭中の「実情」を披瀝したということである。その結果、市教委の人々からそれをよく調査して、市教委に出してくれれば、善処するという内意があったといわれている。(註 45)

その後直ちに、事情を持ちより、調査資料をつくって対策をととのえるために、その人々 10 数名が集り、話し合いを行った。その席上、1 人の父兄から直接市教委に交渉するのは穏当ではない、育友会ではかったらどうかという意見が出された。しかし、人々は育友会の役員の多くは、教員と結んでいるから、問題にならないといい、それでは校長に申し入れを行い、反省を促そうということになった。(しかし、1 父兄の談によると、校長に対して、この人々はあまり信頼していなかったのだから、その実効をどれだけ本心期待したのかは疑問である。)

12 月 5 日、それらの人々は、学校に校長をたずねて、面会した。その際 3 人の教員が立ち合い、ひとりが申し入れの内容を速記した。校長は、職員会にはかって考慮すると約し、解答を 1 週間ほど待たれたいと申し出た。申し入れの内容は、80 数項の多岐にわたっているが、要約すると、

1. 思想教育がなされている。
2. 学力が充実していない。
3. 生徒の行動がだらしない。

となる。(註 46)

学校側では、緊急職員会を開いて申し入れの内容について検討した結果、12 月 14 日の夕方に回答する旨をその父兄たちに伝えた。ところが、この回答を約束した日の朝、校下に配達された新聞に、15 人の父兄たちの申し入れの内容を記し、1 部父兄立つ、という意味のセンセーショナルなピラが折り込まれた。(5 万枚といわれている。)のちに

なされたその父兄側の声明は、その内容から見て、ためにするもののやったことで、自分らの関与するところではない、とっている。もちろん学校側が関知しないというのは当然なのだから、このビラの事件は、真相は不明のままである。しかしこのビラ事件のために、学校側と1部父兄の間は緊迫した。この折り込みビラを見た他の父兄たちおよび生徒たちは事態を憂慮して、14日夜、交長の回答を約した時間に学校へ参集した。

校長からは、職員会において検討された内容にもとづいて、回答があったが、それは本質的には従来の旭中教育が、「憲法と教育基本法にもとづく」正しい教育であるという確信に立ち、個々の点について釈明を行い、改善を約したものであった。抗議を申し入れた父兄は、他の父兄たちや生走の集っている状況を見て、「私共は会場の空気から見て、はしたない争いが、しかも大勢の子供達の目の前で起るかも知れないことを恐れ」て『『このような会場では、混乱のおそれがあるから、校長先生の御話を承っただけで退席させて頂く』旨の諒解を得て、「学校長の回答なるものを叩いて直ちに退場しました。」との声明書で語っている。

生徒たちは、「朝の折込みをみて、びっくりして中央委員会を開いて、質問の1つ1つについて十分討論し決議文を作成して、有志の方にお答えして、話し合おうと思行ったのである」といい、有志の父兄が話し合わないで、退場したのを残念だといっている。(註47)これを有志父兄は、先の声明書の中で、「生徒会において、回答以前に1部父兄有志の行動はけしからぬという決議を出さざる様に導いている」と非難している。しかし、この決議が、生徒自身によって自発的になされたものであることは疑いない。

15日には、この父兄有志は、校長がはじめは考慮するといいながら、その正式の回答では今までの教育が正しいといったことを不満として、市教委をおとずれ、強硬に「善処方」を要望し、その内容が声明文になったと記している。その際、新聞記者がその会見を知って、臨席し、父兄のあげに事例によって、1新聞は夕刊に、また数紙が翌日の朝刊に、旭ヶ丘中学校問題についてセンセーシ

ョナルな記事を掲載した。学校側は、先の校長の回答をプリントして、直ちに動揺する一般の保護者に配布し、ここに「事件」は拡大され、有志父兄は、その後22日に市教委に対して、さらに善処方を要求し、23日には赤化防止団が校下一帯に「赤色教員追放」のビラをはり、学校側およびその支持者を憤激させるという事態に発展した。

超えて29年1月21日には、有志父兄は断呼たる処置を要求する声明書を発表している。

ちょうど2月5日は、京都市長選挙の日である。保守派の高山現市長と革新派の西園寺候補の対立は、地域の市民団体の対立となって現われている。学校反対の問題の火の手が高山市長を中心とする20日会からあがったことから見ても、この問題がそうした政治的な斗争にまきこまれないはずはない。(註48)しかも、この選挙は、全国的に注目された保守と革新との対決の場でもあった。選挙演説会は、旭中間問題をとりあげ、それが問題の拡大に油をそそいだともいえる。またPTAにおける勢力は、全国の例に見るように、地域の選挙勢力と連ることが多いところから見て、父兄たちが意識するとしにかかわらず、その対立抗争に発展し、また利用されたともいえよう。

しかし、もっと重大なことは、政府が再軍備政策を強行し、保守勢力の維持をはかる目的で平和教育や民主的教育に対して、これを抑制しようとする文教政策を明確に押し出して来た状況の進展である。すでに27年の8月8日には、いわゆる「山口県日記問題」をとりあげて、「教育の中立性に関して」次官通牒を発しており、さらにそれ以前には、国会解散によって審議未了となったが「義務教育諸学校職員法案」によって、教員の身分を国家公務員にすることによって、その政治活動を制限する意図を示していた。

この政策は、「偏向教育」の事例ありという理由をもって、あの教育2法の提出となって発展していた。文相はすでに28年の12月に「偏向教育の事例をつかんでいる」と言明した。そして29年の3月3日には、文部省は、国会における2法の審議のさなかに「偏向教育事例」として20数例をあげ、旭ヶ丘中学校の教育をもそこに数えていた。この事例の出所は文部省は秘して発表を避けているが、

このような状勢は、市教委をして強硬な態度をとらせることになったのは否定できない。

2月11日には、市教委は、有志父兄の申入れにもとづいて、旭中教育に対する勧告書を校長に手交した。それによれば、

1. 教育計画の整備をはかり、校長教員の責任を明らかにすること。
2. 指導方法を検討し改善すること。
3. 教員の組合運動と教育実践について、その限界を明らかにして混乱を来さざること。
4. 教育基本法第8条（政治教育）を遵守すること。
5. 次に具体的な問題について。

（ここに7小項目あり）（註49）

となっている。

学校はこれを受諾したが、もとより、その教育の本質的方向について、これを改めることを意味したのではない。この勧告を受諾したことに対して、保護者有志代表の水上毅氏は、2月15日に経過報告を発表し「必ずや当局は所期の目的の達成のためにあらゆる努力を払われることを信じます。私共は一先づ当局を信頼して今後の経過を見守りたいと存じます。」（註50）といている。

この市教委の勧告には、いわゆる旭中教育の偏向であることはあらわには揚げられていないが、これはのちの有志父兄の声明文とは異っている。じっさいに今後の市教委と学校および教師との間には正式にはいわゆる「偏向」の問題で、紛糾が続けられたのではなかった。

しかるに、文部省が「偏向教育」の事例として旭ヶ丘中学校をあげたことから、3月10日には、衆院文部委員3名（自由・改進黨・左社）は、現地で事情を聴取したが、党派の異なる委員の間に意見の一致を見ず、なんらの結論も出なかった。その間に、橋本校長は13日に山本教諭、21日に、北小路教頭および寺島教諭に転任勧告を行い、3教諭の意志表示を待たず、22日に校長は自分の辞表とともに3教諭の転任の内申を行った。それ以前に校長は2月25日に本人の意志にもとづく転任・退職の内申をすでに1回行っているのであるから、これは異例であった。（そこには3教諭はもちろん含まれていない）。市教委はそれにもとづいて

3教諭の転任を内示、京都市中教組旭中班は直ちに撤回を要求し、翌24日には、生徒会は緊急生徒大会を開いて反対決議を行い、26日には教員父兄生徒たち約100名が転任反対の署名運動を行い、8,045名の署名を1日にして集めている。27日は転任苦情処理の締切り日であったが、市教委側は、手続きやその他のことに言を托して、苦情を受けつけなかった。29日には、上京教育防衛大会が総評・京都府教組・洛民協の共催でひらかれ、800名の父兄が集合して、旭ヶ丘中学校および大將軍小学校（それも文部省の偏向事例に数えられている）の弾圧人事反対を決議するとともに、育友会・京都府教組および3教諭から、教育長に締切り日2日を過ぎて苦情を申し立て、翌日は区民大会の決議をもって、代表が福原教育委員長に面会して、苦情を申し立てた、が委員長は「予定通り発令」を言明、決裂した。

その間、橋本校長は、29日に市教委庁舎で、生徒・卒業生・父兄と会い、3教諭の内申を撤回するようという嘆願に接して考慮を約し、さらに学校で、生徒・卒業生に内申撤回を約したが、市教委に到って説得されたものであろうか、その約を違えて、自己の転任を含んで、発令を受けとった。

そこで生徒たちが校長にその違約を責めた時、校長は、君らが大きくなったらわかる、と苦衷を語っている。約束を破らざるを得なかった人に教育者として、どんなに大きな圧力が加えられたかを推測し得るであろう。31日には生徒たちは、福原委員長に陳情している。

しかし、委員長は既定方針の強行を市教委事務局にあえてさせ、4月1日には、879名の異動とともに、旭ヶ丘中学校の北小路・山本・寺島の3教諭の異動が発表された。そして橋本校長は、洛北中学校長に転出、かわって、北畑紀一郎氏が新校長として発令された。3教諭は、異動の発令を違法として拒否し、4月8日には、北小路教頭の指揮のもとに、入学式が行われ、続いて第2回の区民大会が行われた。新校長は、出校した3教諭に対して、文書を以って赴任勧告をしたが、さらに市教委は教育長名で業務命令として、内容証明書を以って転任勧告を3教諭に発送した。これに対し、11日に3教諭は、業務命令を書留で教育

返に返送し、同時に注意書として、

「貴殿今回の教員異同に対して、我々3名はこのことを不当人事であると確認し転任反対を決意していることはすでに御存じのことであり2度に及ぶ区民大会に於ても我々の意志を全面的に支持している所ではありますが、今日に至るも未だ辞令を撤回されない様であります。かかる状態では京都市の教育を混乱させ、生徒達に非常な迷惑を及ぼすこととなり、且つ京都市教育委員会の信用を失墜し教育基本法第10条の違反の恐れがあるので右念のため注意します。」

という文面を市教委宛に発送した。この間に、旭ヶ丘中学校卒業生からなる同窓会は、旭中教育の正しさを信じて「3先生を守る決議」をし、また世に真相を訴えるアピールを出している。

一方、教育2法の攻防激しく戦われている参議院では、文部委員会は、文部省の発表した「偏向事例」について証人を喚問して、その真相窮明を行っていた。4月12日には、旭ヶ丘中学校の問題について、いわゆる有志父兄側として、水上毅、畠田知子両氏、学校支持者側として、吉田金次郎氏および北小路教諭が証人として、喚問された。

市教委では、人事異動の技術的手続の問題で、畠原、北村2委員と市川、吉川2委員との間に意見の対立があり、論争が重ねられ、4月15日以後5月5日に至る間には、1回も正規の委員会が開かれていなかった。同時に、市教委は組合との団本交渉を4月以降打ちきってしまった。このような事情のもとで、一方いわゆる有志父兄の側でも、化畑新校長に連絡し事情をのべるところがあったが、新校長が3教員を守るという立場をとるようになり、市教委もまた対立して、それ以上に強硬な処置に出ないのを遺憾として「いよいよ立とう」と決意し4月の中旬、何回かの会合をもち、「同憂」を語らって組織を拡大し、17日に「旭ヶ丘中学を憂う保護者の会」を結成した。そして、保護者としての資格を確認した上で、保護者の集りをもって、話し合おうという意図をもつにいった。(面接による)ところが4月19日に突然、新校長から、学校で保護者会を開くという通知があり、保護者400名ほどが集合した。その席上、校長から「3人の先生は、本日限りこの先生ではありませんと」

いう宣言がなされ、教師側は、その違約を責め、「憂うる会」側の悪罵がとび、議事は混乱した。ここでも、なんらの事態の進展はみられなかった。

「憂うる会」のひとびとは、代表水上毅氏の名で、翌4月20日、学校側・京都府教組・洛民協・総評等を批難し、旭中教育の「実態」を、いわゆる山本論文(山本正行教諭が、京教組教育研究大会において発表したもの)にもとづいて、批判する声明文を発表した。それは旭ヶ丘中学校の「偏向教育」を指摘したもので、

1. 学校を組合管理学校とするために校長の職権を否定する。
2. PTAをいわゆる民主勢力で固める。
3. 学校外のいわゆる民主団体と提携し、日常闘争に努力する。
4. 特定の生徒を指導して生徒会をリードさせ、生徒の自主的行動という形で生徒を政治活動に導入する。

という趣旨であった。ここにはじめて、かげ口や流言のようにいわれていた「偏向」が文字の上にはっきりあらわれてきたということができる。しかし、市教委は依然として正式には「偏向」の問題はとりあげていない。

その間、21日には京都市中学校長会は「人事権確立に関する警告書」を、22日には小・中学長会警告書を発表、全市PTA理事会もまた警告書を発表している。ともに市教委の「人事権」を強化することを要望するものであるが、PTA理事会は3教諭の処分を急げと警告している。中学校長は教員組合員であるにもかかわらず、このような拳に出たのは、これらの団体の現状を物語るものであるといわれている。

さらに総評は4月15日に円山公園で、吉田内閣打倒大会を開いて旭中問題を取りあげたが、そこには8千名の人々が集って3教諭及び学校側を支持し、5月1日には統一メーデーに7万の労働者および市民が参加して、旭中問題について、団結して3先生を守る決議をしている。(註51)

旭中育友会は育友会としては会長は全く総会を開く意志をもたず、活動することができない状態であった。そこで育友会とは別に4月28日には保護者総会が開かれ、さらに5月2日には鳳徳校で、

総会が開かれている。ここには、学校反対派の人々も出席したが、その席上には、市教育長ならびに、市教委全員が招待されたが、出席したのは市川委員だけであった。席上、山本教諭が「誤りがあれば、あらためます。私たちのどの点が偏向なのか指摘して下さい」といったのに対して、怒声が飛ぶという状態を呈し、要望書（3教諭を現在の地位にとどめるようにという）を採決する前に、約40名ほどの人が退場し、要望書を市教委に提出することが、賛成800余名、反対6名で決定された。

このような事態の進行の間に北畑校長は、4月23日に、教員を誘って、カフェに行ったことが教員切崩し行為とみられ、5月6日に旭ヶ丘中学校で教員・父兄・生徒代表と北畑校長との間で話し合いが行われ、7日には生徒大会が開かれて、3先生を守る決議がなされた。北畑校長は7日理由書をつけて、辞職願を市教委に提出した。理由書には4ヶ条を記してあるが、(註52)市教委はこれを保留した。

一方市教委は2対2の対立のまま、事実上機能を停止していたが、4月28日渡米欠席中の神崎委員が帰洛した。同委員に対しては各方面から、陳情が続けられた。5月5日午後3時より市教委は臨時委員会を開き、3教諭に対して懲戒免職を決定したが、手続上の疑義あるを以てという理由で、吉川、市川両委員は退席し、残った3委員のみによって「議決」が行われた。その際、一般傍聴者は、守衛によって入場を拒否され、新聞記者のみ傍聴したといわれている。

こうして市教委は、5日、3教諭懲戒免職の行政処置に関する説明を発表した。しかし旭中では授業を続行、日教組は6日に「子どもの幸福を守る50万教員の声明書」を発表して(註53)「3教員の懲戒処分反対を宣言した。

旭中は授業を続行したが、8日にはすでに辞表を提出した北畑校長の名によって、10日から休業の旨を教職員に通知した。10日にはさらに市教委は北畑校長（登校せず）名で、旭中教員に自宅研修の業務命令を発しさせ、市の宣伝カーは校下に休業をふれまわった。しかし、旭中の授業は全員によって継続された。

旭ヶ丘中学校卒業生からなる同窓会は5月9日、在校生と合同で、大会を開いて、旭中教育の正しいことを信じて、これを守るというアピールを決議した。

京教組は、8日府教委にあっせん依頼を行った。京教組が先にあっせんを依頼した事実は注意すべきである。府教委は10日、市教委および京教組に第3者あっせんの用意があることを申し入れたが、この時、市教委は、旭中の授業を「組合による業務管理」と認めて、11日岡崎勸業館に市教委による補習授業を開始した。いわゆる分裂授業の端緒である。そして旭中教師には業務命令で自宅研修を命じ、これにしたがった教員もあった。

この分裂授業の状況については、ここに再録しない。それは、すでに新聞に報道され、雑誌その他にとりあげられているからである。ともあれ、3教諭のひとりには、「われわれは子どもたちを強制しなかった。しかし、強制される子どもを守らなければならなかった」と語っている。

分裂授業の間に、旭中に京教組の闘争連絡所がおかれていたことが、組合管理授業と誤認されることになったこと、応援のために学校に立てられた各組合旗が、アカ旗といわれて、父兄の要望によって、取りのぞかれたことなど、戦術の上にも問題があるが、それもここで深くは触れない。

一方、文部省は、始終、積極的な態度をとり、5月13日には、文部次官通達を発して(註54)、市教委を鞭達しているが、そのさなかに、国会は、5月13日に、国民各層の反対を押し切って、「教育2法」を修正可決した。

府教委の第3者あっせんに対して、京教組は11日に受諾回答、市教委は15日に「管理授業」その他の中止を条件に、受諾回答を行い、5月21日に補習教室閉鎖、旭中は完全休校に入り、ここに分裂授業は終り、6月1日に、校長事務取扱、40数名の新教員を発令して、合同授業が20日ぶりに再開された。しかし旧教員43名は他校にすべて転任、3教諭は5月9日に人事委員会に不利益処分審査請求を行い、さらに京都地裁に提訴したまま、免職の処分を受けて学校を去った。(京都地裁では、市教委の敗訴となり、その決定は無効と判決され、その後事件は大阪高裁に移っている)。

しかし旭中の問題は終わったのではない。3教員の提訴は今なお審理中であり、そこでの証言はいろいろな事実を明らかにしつつある。また父兄の罪には新しい動向が芽生えつつある。旭中問題は、終っていないばかりでなく、日本の公教育、とくに公立中学校教育の問題をもっとも極端な、尖鋭な形で表現したものである。

旭中の教育は、この成長の仕方に賛同すると否とにかかわらず、公立中学校のいずれにおいても内在し、顕在しないまでも潜在している問題を含んでいることを考えることは重要である。それは基本的には、階層分化が極度に進みつつあり、一方の利益が明らかに他方の不幸をもたらすような現実政治および経済的体制のもとに、いかなる人々のための教育を公立学校は目指すべきか、しかもそれをどのような基礎においてすすめるべきか、という問題である。

大衆のための公教育が1部の少数特権者のための教育であってはならないことは当然である。けれどもそのような確信のもとに、実質的に多数者の支持を得て、真に「国民」教育として、揺ぎなく民主的な教育（平和のための教育はもとより）を遂行するためには、どのような配慮を必要とし、どのように子どもたちの長期の幸福をめざす指導の方法を確立するかという問題を解決していかなければならない。旭中の「事件」は、分裂授業において、約1千名の岡崎行と5百名の学校支持とに分れた。この数字はもとより量を示しているにすぎず、その質を現わしてはいない。（またその数だけで教育の正しさやまちがいをきめることはできない。）政府と報道機関の多くと、市教委と地域の保守的市民団体の強烈な宣伝行動に抗し、また、伝統的な支配関係にさえも抵抗して、5百の人々が支持を惜しまなかったということは重大なことである。（註55）しかしなおかつ、その当初における反対派父兄（それらの人々は権力に対する態度においては伝統的であるが、本質においては必ずしも「少数的支配権力」に属しているとはいえない）が反対的行動を起す直接的・間接的原因について、われわれは深く省察しなければならない。そしてそこにこそ、旭中の教育から真に学ぶべき

意味がある。

われわれは、旭中問題の意味を次のように分け考てえることが正しいと思う。

1. 旭ヶ丘中学校は、「新教育」の基本的方向である生徒の解放、教師の自主性の確立という方向を忠実に実践してきた。教師たちは、初期のころ、ニールをよく研究したといわれる。そして、その方向の中で、「万人のための中等教育」を追求し、とくにその地域の人々の諸問題（西陣機業の労働者、小企業者たちのそれ）から生ずる子どもたちの困難からの解放とその希望のための教育を進めてきた。とくに特別教育活動における、集団教育は、きわめて活潑に進められ、集団における自主性の成長に意をつくしてきた。そして家庭における子どもと親の話しあいを進めることによって、親自身の変化と子どもの成長がみられたことはきわめて重要である。（しかし子どもの変化と対立する親たちの問題もまた重要であった。）しかし、いわゆる教科指導には、熱心な教師が多かったにもかかわらず、決して、特異なるものは認められない。教師たちが、教育は、教科の学習だけで行われるのではないということを、つねに父兄にも強調していることは注目するに値する。しかし教科指導が不熱心であったとはいふことはできない。

2. 父兄との問題は、とくに注目すべきである。人権問題以後、その父兄観が変化しているのは、重要なことと思われる。そこで従来の父兄観を改めて、PTAの役員会の教育観に不満をもって近づかなかったことから、積極的に、学校の教育の役割、平和教育や人権尊重や自主的人間形成を支持する父兄たちと接触するにいたった過程は重要である。

人権問題から校舎建築にいたる過程で示すような権利感覚の鋭い父兄たちは、主として労働組合に関係する人々であった。そこで、教員組合と、地域の労働組合との結合という形で、提携が進められた。それは、「新教育」の民主的発展の必然的な方向であった。そして、PTAの改組が実現した。

しかし、通学区域（校下）には、それとはちが

った要求をもつ父兄たちが存在している。相対的には安定した商工業者、または高級俸給生活者のひとたちである。中間層といってもよいかもれない。このひとびとの教育観が、たとい思想的にどうであれ、伝統的なものであることはいうまでもない。このひとびとによって、かつて、PTAの役員層が占められていたのは、他の多くの学校とも共通している。このひとたちの中から、PTA改組の結果に不満が出たということはあるし、また、このひとたちが、意識的ではないにしても、役員になつた労働者階級のひとびとの行動様式に、「不作法」と「無教養」とを感じ、そこから、学校教育自体に「不作法の放任」の感じを強めたということもあり得るし、特別教育活動の重視から、「学力低下」という不安を抱くようになったものといえよう。

とくに、考えなければならないことは、教員組合と労働組合の提携が、その教育活動に「組合的」な印象を濃くしていることである。組合に結集する教師がそれによって、自主的人間として、解放され、自己を確立し、さらに国民の大部分を占める勤労者階級の要求を、自己のものと感じて、国民教育が、その要求をみたすために、自由と真実ともつづいてすすめられるように、これを守ろうとすることはきわめて重要なことである。

しかし、旭中の教師たちがもちろんこのような認識のもとに、努力をすすめてきたことに疑いはないが、もう一つの点、つまり、おとなでない子どもの教育という活動において、直接的に組合活動と結ばれるのではなく、教育固有の「学習」の面に引き直すどれだけの意識が働いたかが大切な点である。つまり、ためにするものが、「組合的」と批判するのは問題外として、そのようにいわせるような契機が、生徒の自主的活動といわれながら、平和祭や水害対策やメーデー参加その他にみられなかったかどうかということである。これらが生徒の自発的活動として行われたことは、生徒の社会的成長とう点で特筆すべきである。しかし、それにも拘らず、そこだけが強調されたかのようにみえたということそのことが、学習と対外運動との直接的結合を感じさせ、「組合的」といわせる契機になったのではなからうか。

これはもちろん、重要な点であり、今後の深い検討を要するところと思われる。「教育」というものの困難さを象徴的に語る問題だともいえよう。進歩的教育の今後の発展のために、この問題の検討はさらに深められなければならない。

3. にもかかわらず、これが、権力的な仕方での問題化されたという重大な点を指摘しなければならない。以上のようなことは、本来、学校と父兄とさらに父兄どうしの間で話し合っ解決すべきことがらである。権力が、権力的意図で介入したことが、すべてを「非教育的」にしたことはいうまでもない。(山本正行教諭は、自己批判を遂行しながら、旭中の教育をよりよいものにしようと努力しはじめていたうちに、権力によって「事件」にひきずりこまれてしまった」と語っている。)とくに、地方の有力者、それに影響される当局、それを支配する政党、政府が、この「問題」を教育統制強化の契機として、利用しようとしたことから、すべては、「悪化」した。子どもたちが、すべての犠牲を負ったからである。父兄の中の要求、その人間関係、地域の政治的勢力分布、京都市の政治的諸関係、そして中央権力との結びつき、これらの中で、「旭中事件」が生じたのである。しかし、「旭中事件」に向ってすすんでいたとみえる「旭ヶ丘中学校の教育」は、そこで子どもたちが成長し、父母たち、とくに勤労者の父母たちが、「教育」を考えるように成長したということ、このことが、われわれのもっとも重現しなければならない点だったのである。

(註)

1. (面接)の場合には、差しつかえない場合をのぞいて、氏名をあげないことにした。面接は、旧教師、生徒、卒業生、父兄のひとびとに対して行った。
2. 文部省調査局1949、11月発行の「新制中学校の実施状況に関する調査」によると(164頁以下参照)、京都府下の新制中学校教員補充の状況は、

現職員から転じたもの	71%
以前の教職経験者	8%
他の職業から転職した教職未経験者	21%

となっている。

また出身学校に関しては、

大学	8%
大学予科・高等学校	2%
専門学校	31%
高等師範	1%
師範	38%
青年師範	7%
中等学校	9%
その他	4%

となっている。

これと比較すると旭ヶ丘中学校の当初の教員組織は、旧師範系の割合は、同じ京都府でありながらずっと少く、教職未経験者がさらに多いということがわかる。

文部省調査によると、新制中学校教員の前歴・出身校の多様さは「無経験者21%を占めていることと共に、新制中学校教員の質的弱体を物語っているものであろう」とあるが、旭ヶ丘中学校の場合は、旧教育観からの脱皮、定型にはまった教育指導法の克服という点で、無経験者の存在が、教育改革に積極的な役割をはたしたとえるだろう。

- ・ 東京都軍政部は、1948年12月にPTAの教員の生活補助を拒否すべきだと指示している。その意図は不明だが、当時それが一般的傾向であったことはこの指示によっても明らかである。
  - ・ やまもと、まさゆき「平和の灯をかかげる子供たち」、「理論」1954年8月号、103頁。
  - ・ 寺島洋之助「本校生徒会指導の諸問題」、1952年11月20日(京都市中学校教育研究大会提出プリント)
  - ・ 「旭ヶ丘新聞」第9号(昭和25.5.25)
  - ・ 前掲、寺島氏報告書
  - ・ 旭ヶ丘中学校生徒会規約
  - ・ 文部省学校教育局編「新しい中学校の手引」173頁
  - 0. 北小路・山本・寺島「旭ヶ丘中学校のあゆみ」、「教師の友」1954年9月、14頁
  - 1. 精神薄弱の一生徒が、警官に打たれたという事件があり、それをその子が素直に書いた原稿が、没になったということがあった。(面接)。
  - 2. 「旭ヶ丘新聞」32号(1953.3.14)の三面の「声」の欄に削除空欄の個所があった。それは生徒会顧問教師の交替についての投書である。
- 新聞部生徒はそれについて、以下のような文章を「折りこみ」でいれて配布している。
- (折込み全文) 本号三面の「声」のらんで、「顧問総辞職に寄せて」の文中に空白部分がありますが、これは、本号審査会の席上に校長先生が、出席出来なかったため、審査会の後校長先生に原稿を見て頂きましたが、校長先生の独断で投書の原稿を直されたり、削られたりされたのです。投書の文中で直された部分が「旧顧問の人々に……」という原文を「旧顧問の先生方に……」と直された様と同じ意味を持っているのな

らまだ結構ですが、この場合は投書の文中で直された部分が、原文の意味と全く違って、又削られた部分も投書の文中で一番大切だと思われる所を削られたので、いかに校長先生であっても独断で直されたり、削られたりする事はできません。ですからもう一度審査会を開いて、審査会の承認を得なければなりませんでしたが、新聞部の不注意で、再び審査会を開くことができませんでした。それで、その校長先生の直された所及び削られた所は、紙上にはのせないことにしました。

新聞部の不注意を深く全生徒諸君と審査会の方々に  
おわびいたします。

#### 新聞部

これは、生徒の民主的な手続きについての態度を示すものとして注目すべき出来事である。

13. 前掲、寺島氏報告書および面接より。
14. 同
15. 「旭ヶ丘新聞」第16号(1951.2.12)
16. 北小路・山本・寺島「旭ヶ丘中学校のあゆみ」、「教師の友」1954.9月号、11頁。
17. 前掲、12頁
18. いわゆる旭ヶ丘中学校事件の教師側の大多数の人々と多少ちがう立場にいた一教諭は、対立は表面化しはしなかったがやはり内心反対の人々がいたということ報告している。そしてそれらの人々は、議論をすれば敵わないので黙っていたということである。
19. こうした事件はいくつかあげられる。残念なことに日本の学校では、こういう形でいわゆる学校事件が起ることが多い。伊勢崎高校事件もそれに近い。
20. 1952年(昭和27年)では  
生徒会役員は下図の表に見る通り女子が多い。

(寺島氏報告書より)

役員名	会長	副会長	監査	会計	企委 画員	計
女子	1	1	3	2	3	10
男子	0	1	2	0	3	6

21. われわれは、同校女生徒であったひとたち数人に面接している。それらのひとびとは銀行員や高校の生徒であるが、かなりはっきりした自己主張をもっていた。そのうちの1人である高校生は、旭中卒業後、家のすすめで、ある私立女子高校に入学したが、その学校の「封建性」に反撥して、府立高校に転じている。そして、われわれに向って、もし旭ヶ丘教育が、おさえられるようなことがあれば、あの封建的で不合理な私立女子高校のような教育が大威張りするようになって、大へんなことだと、静かに訴えていた。

22. 「旭ヶ丘中学校の事件」の際、学校に反対のいわゆる「十五人組」のひとりである一父兄は、28年の3回目の生徒の手による運動会を見て、雑然として無秩序であったという印象を語っている。また運動場の使い方も不合理であり、教室も当日は、乱雑にちらかっていたと報告している。ついでにいうと、旭ヶ丘中の運動場は、1,600名の生徒数に比してきわめて狭い、大体規格の $\frac{1}{3}$ であろう。他の父兄は近くの加茂川中学校のそのの広いのにくらべて、土地の狭さから、雑然とした印象をいっそう強めているという。ともかくそういうところにも、雑然とした印象の一つの原因がある。しかし、教室は、翌日の授業までには、朝早く来た生徒によつて片づけられたといわれる。(教師との面接)

なお2年目の自主的運動会については、「……女子ダンスの指導、売店の手伝、マラソンの道路使用手続などに教師がタッチしたほかは全く生徒が立案執行した。生徒会予算の行事上に組まれた運動会予算2万5千円以上を1割上まわった程度(予備費の支出)で行った。教師はお客として生徒のきめた教師席で見物し、クラスの希望によってある制限内で競技に出場し、そのクラスの得点に加えられた。職員会で決定したことは結局『10月10日の授業を生徒会行事の運動会のために提供してほしい』という中央委員会の決定を許可し、合同練習のために時間をあけたことである。市内のS中学校と本校の運動会プログラムを比較すると次のようになる。」

種目	女子だけのもの	男子だけのもの	男女共通のもの	男女協力するもの	クラブ単位のもの	教師だけのもの	生徒の教師協力するもの	生徒だけのもの	卒業生	P	T	A	招待レース
旭中	12	12	16	11	0	0	32	19	0	0	0	0	0
S中	16	20	0	1	1	1	0	38	1	3	0	0	0

(寺島氏前掲報告書)

さらに、卒業生の1人は、運動会以後クラスの結びつきがよくなったと思いを語っている。(面接)

23. 寺島氏、前掲報告書
24. ちなみに、いわゆる三教論の他の2人、北小路昂氏は『呵々大笑の大道へ』、山本正行氏は『あなたらしく』と解答している。
25. 1953年(28年)の暮に、学校反対派の父兄たちが指摘した生徒たちの非行の例は、このごろの事実であった。これは都会の中学校の一般的風潮でもあった。
26. 15分のショートタイムの長さが中途半端なもの、それが活用されない理由の一つになる。
27. 「生徒会保護法案」の全文は以下の通りである。

## 第1条 目 的

この法律は生徒会をまもりそだてるためのものであって、決してその健全な発達をおさえるものではない。

## 第2条 方 法

この法律は生徒に民主主義の原理を理解させ、生徒会活動をますます活発にさせるために用いられなければならない。

## 第3条 委 員 会

1. 各委員会は顧問の許可がなければ、ひらくことができない。又、委員会には1名以上の顧問が出席していなければならない。
2. 顧問は議長の交替を命令することができる。
3. 顧問が発言の要求をしたときは、議長はかならずこれを見とめなければならない。
4. 委員会で議決したことがらはその場で顧問が反対すれば効力を失う。この場合、他の顧問の要求があれば顧問会議をひらいて委員会の議決を有効にすることもできる。
5. 生徒大会についても、これらのことがらをあてはめる。

## 第4条 検 察 委 員 会

1. 会員に規約をよくまもらせ、生徒会活動の健全な発展をすすめるために検察委員会を作る。
2. この委員会の委員は顧問が直接任命する。
3. この委員会は顧問が召集し、全委員の3分の1以上の出席があれば成立する。
4. この委員会は会員に勧告、注意及び罰をあたえることができる。
5. 役員や委員のなかで、生徒会活動に害があるとみとめられるものは、検察委員会の決議によつて追放することが出来る。追放された者の氏名及びその理由を3週間校内に掲示し又追放された者は1年間役員委員等の公職につくことが出来ない。

## 第5条 掲 示 ・ 印 刷

プリント、ビラ、ポスター、カベ新聞など生徒が印刷又は発表するものはすべて顧問の許可を得なければならない。ただし、直接教科の学習に使うものは許可がなくともよい。

## 第6条 行 事

委員会及び各種の生徒会行事のために、授業時間又はホーム・ルームの時間を使う場合には1週間前までに顧問に届けて職員会の許可を得なければならない。

## 第7条 改 正

この法律をあらためるには、顧問3人以上の同意が必要である。

## 第8条 罰 則

この法律をやぶるおそれのあるもの、やぶることを他の会員にすすめた者、やぶるための意見を発表した者及び実際にやぶつた者は顧問2人以上の同意によつ

て次の罰のうちどれか一つ、又はいくつかを与える。

1. 顧問が注意する
2. 学級担任に報告する
3. 校内に掲示する
4. 登校朝礼のとき、全会員に発表し本人を紹介する
5. 生徒会指導要録に書き入れ、就職、進学などの資料にする
6. 保護者に連絡する
7. 家庭裁判所に報告する
8. その他

#### 第9条 補 則

この法律は1952年11月1日から実施する。

#### 8. 山本正行編、文集「あしあと」

なお、旭中卒業生、現在(1957年)定時制高校卒、家業(洋服商)に従事する一青年は、「ぼくは小学校のとき、劣等生だった。本を読むのもいやだった。ひとりて孤独だった。旭中へ入ってから楽しくなった。そして生き生きしてきた。中学校のおかげだと思う」といっているし、また別の青年は、「その点同じだった。自分は『どもり』だった。山本先生に、一年のとき、自治会の集会で、生徒の代表(その青年は生徒会長だった)として、責任、自主性について教えてもらった。高校にはいっても、人の前で話ができる基礎をつけてもらった」といっている。

一般に、解放された空気の中で、劣等感をもった子どもたち、貧しい子どもたちへの配慮は行きとどいていたと考えられる。これは、義務制学校としてひじょうにたいせつな面である。

#### 9. 北小路昂「旭丘はこれからです」「平和」1954年9月号30頁

#### 30. 山本正行「こころ」附録「私のちびさん」

#### 31. 堀江英一、後藤靖「西陣機業の研究」(京都大学経済調査所第二集)、89頁

#### 32. 西陣機業の実態については、堀江、後藤氏前掲書参照。

33. その生徒は、野球部の主将であったが、割当ての新しいユニフォームが四着しかもらえなかったので、野球部の先生から、君まず一着とりたまえといって渡されたのを、全部、もっともよく活動する仲間たちに与えて、自分は、その仲間の古いのをゆずり受けて着用したとその書簡は語っている。

なお、その生徒の母からの書簡の主要部分を参考として次に掲げる。

「或る文房具を方々の学校へ納入している一商人が、他学校の生徒にくらべて旭中生は中々しっかりしていて何事もテキパキ片付けると感心しているとの事。

それ許りか、上の学校へ上っても英語は総体に得意の者が多く上成績との事でした。又小学校担任の先生が『……私の受持ちは一人残らず旭中へ入ってもらいたい』といろいろ熱心なお話もあり私達も安心して入

学させてもらう事にしたのでした。

さて入学式の当日、校長先生の祝詞の一端に本校の何よりの自慢は図書室の充実は市内屈指で有る事、どの先生も良い先生の粒揃いで有る事、要は生徒諸君が只今入学してから此の先生達に如何に随うかであると申され、保護者一同全く信頼して子供達の今後の成長を祈った事でした。こうして無事に二ケ年は夢の如く過ぎ、三年生になり寺島先生の御担任に変わりました。

大体授業参観日として五の日が当てられて居りましたが、行かれる人も小学校とちがい極少にて、生徒自身も親が行きますのをテレクサイからいやだと申し、遂に家業に追われるまゝ授業の参観も致しませんでした。子供が夕飯後など『今日は先生がこんなお話をされた』とか又社会問題等新聞を中心に良く親子で討論を致す事が有りまして其の場合物の見方、考へ方二三注意した事も有りましたが、又子供に教えられる事も度々でした。とにかく年令的にも成長期にある為も有りましようが、何事も追求して物を観察する事、又自分の思い考へを良し悪しにかかわらず卒直に発表する事、特に自分丈が良くてもだめで友達との和合団結の精神がはっきりしてきた事、之はやはり教育のお蔭で有ると喜んで居ります。

野球の主将を致しましたので或る時部の先生がユニホームを講入して下さい、『費用の関係上四着しか買へない、君のは古くいたんでいるから先づ一着は君のに取り、残りは適当に分配してくれ』と申されたそうですが、僕が分けるのに先に僕がもらうわけに行かぬ平常特に頑張っている者に先づ一着渡し、自分はその人の古いのをもらって(之は自分のよりその子の方が良いユニホームだったから)後三着は公平に相談の上分配したと帰って来た事が有ります。なんでもない当り前の事ではありますが、中学生時代の子としてはやはり毎日の教育のあらわれの一端だと喜んだ次第で御座います。先生も御承知と存じますが、修学旅行に行けなかった生徒に寺島先生がお金を出して下さい、生徒達もその秋の運動会に三ノ六組丈にて売店を開き利益を以て先生にお返し出来た事に付きましても級会で生徒のみの相談の結果買廻しから一切協力しての仕事でありました。

然し又困り話も有りまして、試験考査に対する考へも点数許りよいのが学問の総てではないと申されるのを、はきちがえて点数が悪くても割合に呑気に平気であるので、競争心が乏しい様に思われます。進学の場合も、他の生徒も一概には申されませんが、特別試験勉強も致しませず、のん気そうに見えますので、親の方がやきもきする始末です。お蔭でどうやら高校へ入学出来ましたものの、今迄とちがって、期末試験の他中間試験もあり、多少点取り主義の勉強も必要となつてまいり、是は大学も同じ事でしようし、いささか面白いもし、態度もあらためねば大学進学等望めぬ事と

心配致します。

又以前一寸申した通り自分の意見は卒直に話す事も、親に反対したり、いわゆる理くつをよくいったり、親のいう事をすなおに聞かないと云う半面があり、よく親とにらみ合いになります。

親は親の立場から意見したり叱かったりする。子は子で正しい事だどこ迄も反ばくする。親は理くつに詰ると『どこ迄親の言葉にたてつくの？りくつを云うのもほどほどに下さい』と十八番の言葉が出ます。親も之はうかうかしてられないもって反省して勉強せねばならぬと思う事も有りますが、又本当に困り者だと思ふ事も少くありません。

三年になってから授業参観と保護者を兼ねて開かれ事が有りまして参りましたが、教室に入り授業中で有りますのにマフラ等して居りますので、私もびっくり致しました。何とお行儀の悪いと驚ろきもし、腹立も致したのですが、先生も生徒も申しますには、寒くて字もふるえて書けませんと云う事、成程一時間程先生とお話し合い致している間にもがたがたとふるえる程の寒さです。無理も有りません。京都の北海道と迄云われた洛北の小高い丘の上、バラック同然の教室で暖房の設備無しですから、之では先生も大目に見られるのももっともとうなづけますものの、教育費は市の財政から出すべきで、寄附は一切取らぬ主義の学校方針も保護者としては有り難いが、子供の事を思へばある程度、無理をしても学校の設備を良くしてやり度いと思わぬでも有りませんでした。お金のともなわぬ教育は成立たぬのではなからうか？いささか疑問をいただいた次第で有ります……………旭ヶ丘の校下は一带に中小企業者が多く、学校もそれを対象としての親心から、お金のかからぬ教育をモットーにして来られたのは諒解もし有難くも思っているのですが、之等設備の不完全から、規律や礼儀がおおよそになる動機となるものとしたら、之はやはり行過ぎだったのかも知れません（以下略）

この書簡から、学校の方針に信頼している親たちの一般的な気持、評価をみる事ができる。もちろんそれにはさまざまの変様があろうし、教師に対する気持の上でもさまざまであろう。しかし、子どもが「たのもしく」、「明るく」、「卒直」になったという評価は、中小企業や勤労者の家庭の多くに母親の間に多くみられる。一方、伝統的な学校教育の在り方とちがう点についての戸迷い、不馴れも見え、これが逆に、この地区での上層、知識階級の家では、「行儀のわるさ」、「放任」、「学力低下」という印象に傾斜する要因になっているとみてよい。

34. 寺島洋之助編「入道雲」110頁

35. 前掲書 205頁

36. 山本正行編「こころ」(1952年)

37. 山本正行「平和教育を守る旭ヶ丘中学校の斗い」

8頁

38. 「旭ヶ丘新聞」人権問題特別号(1953, 2, 27)そこには次のような文章がある。

「1年生のA君が運動の用具をフロッキに包んで町を歩いていたら警官にひどいけんまくで、不審尋問されたというのや、自転車の二人乗りで紫竹派出所で注意を受けていた時、『旭ヶ丘の生徒は生意気だ ビンビンやってやる』などの別待遇をうけた等の事実があり……」

39. 寺島編「入道雲」46頁以下にその時の記録および詩がのせられている。

その詩を引用する。

学校の火事

けむり けむり ほのお けむり  
ひっそりした 休日の校舎が  
いま おそろしい魔の手の中にある  
マドワクをなめ 天じょうをはい  
床をつたい カベをおとして  
かわきぎった木造校舎をのびる  
うなるサイレンは 森にこだまし  
かけつけた生徒 先生 卒業生  
「おてつだいしましょ」  
「何と何を出しましょか」  
みぢかい 力のこもった声と声  
あつというまに 持ち出された  
書類 書類 本 本 机 机  
熱とけむりの中を  
かかえきれない荷物をもって  
はしっていく女の子 男の子  
一つになった 数百人の力

ほのお ほのお けむり ほのお  
ああ 私のなつかしい教室が  
一年生のときの思い出をこめた教室が  
次々にもえていく くずれていく  
ガラスにうつった おそろしいながめ  
くやしい くやしい なみだが  
くいしばった口のまわりを つたわる  
わずか一時間ばかりのあいだに  
うしなつた 八つの教室  
くろぐろと くずれおちたやけあと  
いかりと かなしみをこめた  
みんなの眼があつまる  
人 人 人 人  
雨にぬれ アセにまみれて  
あとかたづけに がんばるみんな  
「今は三年生におねがいします」  
先生はそう云われたのに  
「何かさせて下さい」  
「こわれた机はもうありませんか」

口々にたずねる一年生 二年生  
「お手つだいできなくてざんねんです」  
と 大阪から電話をかける卒業生  
高校の授業が終るなり とんで来て  
ガラスのカケラを一つ一つ  
ひろつている人たち  
ドロまみれの本をていねいにふいて  
書架にならべる人たち  
みんなの力を 団結の力を  
これほど強く感じたことはない

私たちの校舎がやけた  
私たちの教室がなくなつた  
けれど 私たちは うしなわない  
それは 団結の力 みんなの力だ  
校歌をうたいながら コンコンと  
机をなおしている友だち  
先生の指図をまたぎ  
自分の頭で考え  
自分の手足をうごかして  
復興の一步一步をあゆんでいく  
私たちのちから

やけあとに じっとたたずんで  
くやしなみだを はらいのけ  
さあ がんばろうと  
かたく心にちかつた あの日は  
私たちは永久に忘れられないだろう

#### 0. 「旭ヶ丘新聞」第35号 (1953, 6, 25)

1. 生徒のかなり多数が新聞の立ち読みや、配達のア  
ルバイトをやつていたといわれる。したがってメー  
デーに参加することは労働者として当然であるとも考え  
られる。しかし、これは、まだ社会的通念になつてい  
ないので、いわゆる「偏向」の例としてもち出された。  
(参議院の文教委員会の証人に喚問された一母親はそ  
のような証言をしている)。もちろん「理論的」に生徒  
が労働者としてメーデーに参加するのは、教師が強  
制したのではないのだから、別に問題はない。けれど  
労働組合に属していない生徒の参加する位置はむずか  
しい。家族とともに参加するのとはやはり異った印象  
を与えるだろう。教員組合員としての教師と、公教育  
の場における教師との差別と統一の問題が、このよう  
な場所での指導に即して検討されなければならない。
2. 山本正行「旭ヶ丘中学校の道徳教育」(小川太郎編  
「新しい道徳教室」167頁)  
なお原文には、「祖国を愛しよう」とすべて「愛し  
よう」となっているが、文法的には「愛そう」が正し  
いと思われる。
3. 先の(註33)母の書簡には次のように書かれてい

る。「今旭ヶ丘は一応無事平穩で去る9日(29年10月)  
は昨年火災で失った校舎が始め教育委員会との約束通  
り鉄骨では有りませんでした、とにかく元通り新築  
落成されその祝賀会が開かれまして夏季休暇中の作品  
展や翌10日には祝賀運動会が行われました。

開校6年間1円の寄附も取られなかったものが、早  
此の祝賀会共賛と銘打って募金袋が一般に手渡され然  
もこの浄金は、いづれ明細発表もある事でしょうが、  
運動会や展覧会の手帖1冊の賞も御座いません。

祝賀式典も生徒達が紅白のおまんじゆうをいただき  
帰った後で、参加希望者は金百円也の金費で入場許可  
され、先生達はお祝ひのお酒にうかれてギターを弾く  
やらお茶わんをたたくやらの大賑ひと云ふ有様です。

以前体育館の落成式の折は先生生徒と保護者とで式  
典を終りいろいろの発表会が賑やかに行われ、生徒中  
心主義で有ったのと思ひ合せ、あまり良い感じでは有  
りませんでした」(29, 10, 29付)

これでも、旧旭ヶ丘中学校の在り方がうかがわれ  
る。新しい旭ヶ丘中学校の在り方はふつうの学校で  
行われているふつうのやり方である。これに対して、  
旧旭ヶ丘の父兄の印象には、それがむしろ前とくらべ  
て奇異に感じられていることは注意すべきである。そ  
れほど、旧旭ヶ丘中学校の在り方は「原則的」であ  
ったにも拘らず、かえって unpopulat であつたとい  
うことになる。ここに問題がある。

44. 「旭ヶ丘新聞」の記事が、あまりに政治的とか批判  
的だとかいう批評がある。たしかに、他の中学校の学  
校新聞にくらべると、そういう記事がある。内灘問題や  
自衛隊・水害などに関するものであり、「平和問題」に  
関するものが多い。これは、しかし一般新聞、雑誌に  
くらべてとくに政治的だということにはならないが、  
「中学生らしくない」という印象を生むもとはなっ  
ている。しかしその量からいえば、他の記事、(学校  
関係、詩、随筆、マンガ、連載作品)が大部分であ  
つて、その紙面を占める割合は少い。民主的な政治教  
育を忠実にいうという立て前からみて、一般的ではな  
いが、望ましくないわけではない。ちなみに、一父兄  
が、社会科の時間でない授業で「李ライン」問題など  
を話す先生があるが、穏当ではない、という意見を述  
べている。それが「偏向」であるかどうかは、それだ  
けではわからないが、教師の中に、「直線的」な行動が  
存在したことを示唆しているようである。
45. 学校反対派に属した一父兄との面接による。
46. 抗議を申し込んだいわゆる「十五人」の父兄たち  
による「旭ヶ丘中学校問題に関する声明書」によれば、
  - (1) 授業時間中に片寄った思想教育ないし政治教育が  
行われている様に思われる。
  - (2) ホームルームについて
  - (3) 映画鑑賞について
  - (4) 文化祭について

- (5) 生徒会新聞について
  - (6) 学校行事について
  - (7) 個人指導について
- となっている。

47. 「旭ヶ丘新聞」第39号, (28, 12, 24), そこで生徒の「論説」は次のようにいっている。

「次に考えねばならない事は、あの、父兄有志代表の方が、本当に旭ヶ丘の教育を心配してやって来ているのだろうか、という点である。

聞くところによれば、あの人達は、14日の夜、校長の回答をきく会に生徒が来たのは、けしからん。といっているそうである。

私達のどこが、けしからん、のだろうか、私達は何も先生に引っぱられて、あそこへ行った訳ではない。……

私達は、私達生徒の声も聞かず、話し合おうともしないで、さっさと退場してしまったあの人達が本当に旭ヶ丘の教育を心配して、やって来られたとは、どうしても思えない。……(略)……」

48. 同年2月4日、旭ヶ丘中で校通学区域内の鳳徳小学校大浦正英教諭は、この選挙に関して、選挙違反の疑いで上鴨署に逮捕され、京都地裁で、公選法違反で求刑された。(8月6日)。もちろん事実無根で、直ちに大阪高裁に上告、無罪となった。このような事件が引き起こされるほど、この選挙は、多くの人々をまきこんでいたといえよう。なおこれについては、「私はこうしてスパイされた——大浦公判第一審始末記」参照。

49. 京都市教委の「旭ヶ丘中学校に対する勧告」

#### 記

一 教育計画の整備をはかり、校長教員の責任を明らかにすること。

文部省指導要領一般篇、各教科篇及び本市教育計画を基準として、御校の実際に即した計画を立てること。

特に特別教育活動(ホーム・ルーム。生徒会活動)の年次、年間計画の設定には格段の注意を払われたい。

校長にその計画の設定及び運営については、監督及び指導の責任を明らかにするとともに、教科担当者及び顧問教員をして、それぞれ計画実施上、責任ある指導をせしめられたい。

二 指導方法を検討し改善すること

生徒の自主性をつちかい、その能力を十分にのびさせるには、自由の雰意気が必要であるが、放任であってはならず、混乱であってはならない。校長始め教職員一致してよく生徒の発達段階を個人差に応じ、社会的環境をも理解してたえず指導計画の工夫改善をはかり、その方法を期せられたい。

三 教員の組合運動を教育実践について、その限界を

明らかにして混乱を来たさざること。

教員が個人として政治的団体や教員組合に加入してその団体の決定になる政策や方針を支持することは自由であるが、(但し、地方公法第36条第1項に違反してはならない。)

生徒を対象とした教育実践には、学校の教育計画を無視して、それら団体の主義主張を直ちに持ちこむことは許されない。

ことに、日本の現状から教員が危機意識をもつとしても徒らに焦燥感に駆られて、その危機意識が生徒に直ちに理解され、解決されなければならないとしたり、又は唯一の解決の方途を示し、且つ誘導することは当然避けなければならない。

四 教育基本法第8条(政治教育)を遵守すること。

平和を愛好する人間の育成に努めることは、教育基本法に示されている通りである。その為に現実の社会的諸問題を取りあげる必要がある場合には、如何なる問題を如何にとりあげるかは、生徒の発達段階に即して行わるべきである。且つあくまで批判的思考力を身につけさせる教育的考慮から為されるべきであって、生徒の考え方に偏向をもたらす結果となることは、厳に教育者の良識において慎しむべきである。

五 次に具体的な問題についてのべることにする。

1. 「校舎建築対策委員会」の如き性格の会の構成員に未成熟の生徒を参加させることについて。

一般に構成員として能力に著しく差のあるものを同等な資格において会議に参加させることは望ましくない。

「校舎建設」というような複雑な問題と解決の方法とをもつ会に生徒を参加させることは、協議の過程における各種意見の討議が予想される以上、適当な教育的措置ではない。

より適当な方法即ち教育的配慮のもとで生徒の要求や意見を反駁させるようにすべきである。

2. 「洛北民主協議会」に学校のクラブ活動としての新聞班が加入することについて。

学校教育の一環である新聞班が正常なる学校教育活動に非常なる影響を与え、且つ学校の主体性を阻害するおそれのあるような外部団体に加入することは、その外部団体が、たとえ文化団体であっても教育上適切ではない。

3. 学習の材料として特定政党又は政治的団体の「機関紙」を使用することについて。

特定の政党・政治的団体の機関紙の報道又は主張を教材として採用することは、その報道又は主張を正しいと断定して生徒に示す場合は勿論、単に説明する場合も機関紙のもつ性格から見て、基本法第8条第2項に反するおそれがあるから、一般的には不適當である。

4. 映画鑑賞について。

学校の教育計画の中における位置づけを明確にし、その選定の基準を各要素から検討して立て生徒に教育的見地より各方面の経験を得させるようにいたされたい。あげられた一つ一つの映画については、夫々特色があるが、全体として見るときは、その選定が一方に偏していると思われる。

5. 文化祭の内灘問題の劇について。

劇そのものを見ていないから、内容的に批判することは出来ないが、現実の政治上問題化している事柄を取り上げさせることは、教育的に慎重を期さねばならない。ことに生徒にとつて直接経験していないことや資料不足のものを簡単に割切った解釈からすすめることは、避けるようにいたされたい。

生徒が自主的に計画する場合にも教員の指導上の責任はまぬがれぬものであるから、生徒の創意と工夫との指導上留意ありたい。

6. 学校新聞について。

学校新聞はその編輯において取材その他の偏向が見られることは否定出来ない。

学校生活について色々の角度から編集し内容のゆたかなものとなるよう指導されたい。

7. 外部団体の主催する行事並に集会に生徒が参加することについて。

政党的色彩の強い行事や集会に生徒を参加させ、又は生徒が参加することは、基本法第8条第2項に違反する疑もあり、且つ教育的に見ても好ましくないから、避けるようにいたされたい。(以上)

なお、内灘の劇については、「旭ヶ丘新聞」第39号(28, 12, 24)で、「劇団『白いはと』解散」という見出しで解散を報じ、仮責任者の生徒談として「いろいろの問題を起して学校側にめいわくをかけたので解散することになりました」という記事のをのせている。

さらに、「洛民協」に新聞部が参加していることについては、同紙第38号(28, 11, 21)に生徒の投書があって、新聞部が加入しているのは生徒会のゆるしを受けなければならないのではないかと質問している。これをのせて、同時に新聞部は回答を行っている。のちに新聞部も「洛民協」から出たといわれている。

市教委の「勧告」は、四項までは、おおむね教育的に妥当だと考えられる。問題はそれが現実の事象に適用されるところにある。しかもこの段階で学校と教委のとくに指導部との間に話し合いがすすめられて、解決するのが教育的解決であった。それが「政治的に」発展し、権力的に重圧を加えるようになった過程が重大なのである。

0. 旭ヶ丘中学校 保護者有志代表 水上毅氏「経過報告」全文は次の通りである。

先般市教育委員会に向って旭ヶ丘中学校の教育問題に関し、善処方を要望し、もし改善が不可能であるというならば、私共の子供を他の公立中学に収容していただきたいと申出ましたことに対して本日、教育委員会から御回答をいただきました。

教育委員会としても充分責任を感じている。2月11日「旭ヶ丘中学校長に対する勧告」を發したのに対して校長始め先生方全員之を受諾し、今後その趣旨に従って努力する旨言明された。教育当局としては益々指導の面を強化して、父兄の御期待に添いたいというのが御回答の内容であります。

この種の勧告を發せられたことは教育委員会としては異例に属するというのでありますので、その点から当局の御決意の程をうかがうことが出来ようかと存じます。私共は旭ヶ丘中学校の教育に対する私共の意見がこの勧告の中で全面的に肯定されていることに満足すると共に、当局が純粹に教育的な立場から問題を解決しようとしてこの措置に出られたことに敬意を表します。旭ヶ丘中学の問題は事の性質上その成行きが中央は勿論全国の注目的になって居りますことからして、必ずや当局は所期の目的の達成のためにあらゆる努力を払われることを信じます。私共は一先づ当局を信頼して今後の経過を見守りたいと存じます。

右取敢えず御報告申上げると共に今後一そうその御協力をお願い致します 以上

2月15日

旭ヶ丘中学校保護者有志代表

水 上 毅

各 位

51. 5月1日、統一メーデーにおける旭ヶ丘問題に関する決議は下の通りである。

- 一 子供たちをアメリカのヤトイ兵にする政禁法フンサイ
- 一 政禁法第一号旭ヶ丘・大將軍に対する弾圧人事をてっかいせよ
- 一 高山と警察につながるファシスト福原をリコールせよ
- 一 実力で三先生と生徒をはなそうとする場合には労働者、父兄、市民が団結して実力をもって守る。

52. 北畑新校長の「辞職願」は次の通りである。

辞 職 願

- 一 身上の都合により又教員として相応しからざるものと考えますのでここに辞職願を提出致します。

北 畑 紀 一 郎

京都市教育委員会 殿

理 由 書

- 一 四月二十三日の懇談会の後サロン菊水に出入したことは教諭として面目を汚したと、更に学校の先生を誘い入れたことは甚だよろしくないことを認め

ます。

- 二 三教員を守ることが出来なかったこと。
- 三 平和と民主的自由をその教育方針とする学校の教師として相応しくないため。
- 四 自主的行動を第一義とする中学生の指導者として不適格である。 以上

商業新聞の中にはこの願いは、集团的圧力のもとで書かされたと匂わせたものがある。

53. 山内年彦「旭ヶ丘中学問題資料」——「日本史研究」22号 47頁 京都市教育委員会の「旭ヶ丘中学校教諭に対する行政処理に関する説明」は1500字ほどのもので(1)異動内示の理由(3教諭が寺島教諭の無断出張、山本、寺島両教諭が生徒会顧問として「訓育上の問題について何ら校長に相談することなく実施しようとした」こと。北小路教諭が教頭として「校長無力化の方向」に進んだことをあげている)、(2)地公法第29条第1項第1号、第2号による懲戒処分(不服の申立、辞令拒否、任地の離脱が「上司の命令および職務上の義務の違反」となるといわれている)から成っている。(前掲誌45～6頁)これに対しては、3教諭は「最終陳述書」で反駁している。

54. 同誌 60頁

55. 地域のさまざまな圧力、暴力団の活動については、すでに多くの記述があるのでここでは省略する。(矢内原伊作、岡本清一氏の論文参照)当時、市教委は次のような書簡を旭ヶ丘生徒の家庭に出している。

旭ヶ丘中学校保護者の皆様へ

本日の勸業館に於ける市教委主催の補習教室に欠席されたお子達の保護者の皆様に申し上げます。

今日約千名のお子達が十数台のバスに分乗して嬉嬉として補習教室に参加されました。

午前九時からの開講式に引続き午後三時までよく準備された明るい館内の教室や広々とした岡崎公園又は蹴上浄水場や科学教室等で市教委の先生方の指導の下

にみんな楽しく学習しました。

参観に来られた約百名の保護者の皆様も大変喜ばれ安心して帰っていただきましたが明日からは尙一層施設も充実し学問も落ちついて出来ることと思います。

本日は色々な御事情で参加されなかったことと存じますが明日からは安心して是非お子達を出席させて下さい。

教室への往復はバス又は市電で無料で送迎いたします。

五月十一日

京都市教育委員会教育長 不破治

保護者 殿

しかし、じっさいは、生徒たちに、パンやミルクを与えたり、無料でアイス・スケートをやらせたり、流水で魚釣りをしても放任したりしたということが報告されている。決して「教育的」だけではなかったといわないわけにいかない。

なお、子どもを岡崎勸業館へやらなかつた。あるいは子どもがいかなかった家庭では、父の勤先や取引先からも圧迫があったといわれる。3教師支持派の片岡勝三氏は、親戚から義絶されるような目にあつたと語っている。

ともかくこの分裂授業の勃発は、市教委の「非教育的」処置であつた。したがって、一歩進んで考えればこれに対する学校側の対応も、理由はともかく、分裂授業をできるだけ早く終結することが教育的であつたろうという批判は傾聴に値しよう。

さらに、地域の圧力については、さきの母親の書簡は次のようにいつている。

「先頃の事件に付いてはよくよく御承知の事と存じますが私共何より困りますのは、事件中市内区内のボス的人達の横暴極り無きやり方を生徒達が現実に見せられた事で純情一筋唯子供生徒としての正義感、愛校心のみ此の子達に増々義憤を持たせ反感を抱かせ世間や新聞に迄たてつく感情をあほつた事です。